

労働者災害補償保険

ターゲット 5000

法1条 目的 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	☆	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（H13）

 [条文]

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

 **ポイント** 法1条 目的

[問題] 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、【 ① 】を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の【 ② 】、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の【 ③ 】の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

①必要な保険給付 ②社会復帰の促進 ③安全及び衛生

法2条の2 労働者災害補償保険事業（一）

（出題傾向）

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（一） ☆：選択式（H13）



[条文]

労働者災害補償保険は、法1条の目的を達成するため、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。

ポイント

法2条の2 労働者災害補償保険事業

[問題] 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる。（○）

[問題]

保険給付	社会復帰促進等事業
● 業務災害に関する保険給付	● 【 ② 】
● 通勤災害に関する保険給付	● 被災労働者等援護事業
● 【 ① 】	● 【 ③ 】

①二次健康診断等給付 ②社会復帰促進事業 ③安全衛生確保等事業

[問題] 昭和48年に通勤災害を労災保険の保険給付の対象とし、平成13年には、過労死防止のために二次健康診断等給付を保険給付として追加した。（○）

法2条 管掌 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



[条文]

労働者災害補償保険は、**政府**が、これを管掌する。

ポイント 法2条 管掌

[問題] 労働者災害補償保険は、政府がこれを管掌する。 (○)

法3条 適用事業 (★★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★	—	—	—	—	★★	★	★	—

★：択一式 (H4. 11. 12. 16. 17) ☆：選択式 (H6. 17)



[条文]

① 労働者災害補償保険法においては、**労働者を使用する事業**を適用事業とする。
 ② ①の規定にかかわらず、原則として、**国の直営事業及び官公署の事業**については、この法律は、適用しない。

ポイント 法3条 適用事業

[問題] 労働者災害補償保険は、政府がこれを管掌する。 (○)

[問題] 労働者災害補償保険法においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。
 (○)

[問題] 労災保険法に規定する労働者は、労働基準法に規定する労働者と同じである。
 (○)

[問題] 労働者に該当しない者であっても、適用事業において業務に従事する一定の中小事業主等に、労災保険法が適用される場合がある。 (○) (特別加入のケース)

[問題] 在留資格や就労資格を持っていない不法就労者は、日本国内の適用事業に使用される者であっても、労災保険法が適用されない。

(×) 労災保険法が適用される。

[問題] 試みの使用期間中の雇入れ後 14 日未満の者は、労災保険法は適用されない。

(×) 適用される。

[問題] 派遣労働者は、派遣先の指揮命令を受けて従事した労働によって生じた業務災害については、派遣先を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。

(×) 派遣元を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。

[問題] 出向労働者に係る保険関係については、契約や労働の実態等に基づき、出向元、出向先のいずれかにあるかを判断する。(○)

[問題] 労災保険法は、在宅勤務中の労働者に関しては適用されない。

(×) 適用される。

[問題] 暫定任意適用事業は、事業主が任意加入の申請を行い、【 ① 】の認可があった場合に適用事業になる。

①厚生労働大臣

[問題] 暫定任意適用事業

業種	形態	常時使用労働者数	
農業	個人経営	常時使用労働者数【 ① 】未満	(例外) ・一定の危険又は有害な作業を主として行う事業 ・特別加入をしている場合
林業		常時労働者を使用するもの以外	年間使用延労働者数【 ② 】未満である場合限定
水産業		常時使用労働者数【 ① 】未満	下記の要件限定 ・総トン数【 ③ 】未満の漁船により操業するもの ・災害発生のおそれが少ない河川、湖沼等で操業するもの

①5人 ②300人 ③5トン

[問題] 労働者数3人の法人である農林水産業は、暫定任意適用事業である。

(×) 法人の場合は、すべて適用事業

法3条2項 適用除外 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	—	—	—	—	—	—	—	★★

★：択一式 (H12) ☆：選択式 (H6. 11. 17)



[条文]

国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法別表1に掲げる事業を除く）については、労働者災害補償保険法は適用しない。

ポイント 法3条2項 適用除外

[問題] 労災保険法は、市の経営する水道事業の非常勤職員には適用されない。

(×) 適用される。（地方公務員＋現業＋非常勤＝労災適用）

[問題] 労災保険法は、行政執行法人の職員に適用される。

(×) 適用されない。（行政執行法人の職員＝国家公務員 ⇒労災法適用除外）

[問題] 労災保険法は、非現業の一般職の国家公務員に適用される。

(×) 適用されない。（「国家公務員」とくれば、労災法は適用除外）

[問題] 労災保険法は、国の直営事業で働く労働者には適用されない。

(○) 国の直営事業＝国家公務員 ⇒労災法適用除外

[問題] 労災保険法は、常勤の地方公務員に適用される。

(×) 適用されない。（地方公務員災害補償保険法が適用される。）

[問題] 国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。（○）

[問題] 労災保険法は、独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第4項に定める行政執行法人を除く。）の職員には適用される。（○）

[問題] 地方公共団体の現業の職員、非常勤の職員には、労災保険が適用される。(○)

[問題] 地方公共団体の常勤の職員には、労災保険は適用されず、地方公務員災害補償法が適用される。(○)

[問題] 行政執行法人以外の独立行政法人の職員については、労災保険が適用される。(○)

法7条1項 保険給付の種類 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14.16) ☆：選択式 (H19)

 [条文]

労働者災害補償保険法による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- (1) 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- (2) 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- (3) 二次健康診断等給付

ポイント 法7条1項 保険給付の種類

[問題] この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。(○)

- ① 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付（業務災害）
- ② 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付（通勤災害）
- ③ 二次健康診断等給付

[問題] 二次健康診断等給付は、業務上及び通勤による脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防に資するために設けられた保険給付である。

(×) 通勤災害による場合は含まれていない。

業務災害の認定及び事例問題 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
☆	—	☆	—	—	★	★★	★	★★	★★

★：択一式 (H6. 7. 19) ☆：選択式 (H22)

 [条文]
(略)

ポイント

業務災害の認定及び事例問題

[問題] 業務上とは、業務が原因となったことであり、業務と傷病等の中に一定の因果関係（業務起因性）があることをいい、業務上と認められるためには業務起因性が認められなければならない、その前提条件として業務遂行性を満たしたことが必要である。(○)

[問題] 業務遂行性には、下記の3つの類型がある。(○)

- ①事業主の支配・管理下で業務に従事している場合
- ②事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合
- ③事業主の支配下にはあるが、管理下を離れて業務に従事している場合

[問題] 私的行為や業務逸脱行為に起因する災害は、業務遂行性として認められない。(○)

[問題] 天災事変により生じた災害は、原則、業務災害と認められない。(○)

[問題] 上記の場合、作業環境等、天災事変に際し災害を被りやすい業務上の事情がある場合は、業務災害として認定されることもある。(○)

[問題] 派遣労働者が派遣元事業主との間の労働契約に基づき派遣元事業主の支配下にある場合及び派遣元事業と派遣先事業との間の労働者派遣契約に基づき派遣先事業主の支配下にある場合には、原則、業務遂行性があるものとして取り扱われる。(○)

[問題] 派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣元事業場と派遣先事業場との間の往復の行為については、それが派遣元事業主又は派遣先事業主の業務命令によるものであれば一般に業務遂行性が認められる。(○)

[問題] 事業場施設内における業務に就くための出勤又は業務を終えた後の退勤で「業務」と接続しているものは、業務行為そのものではないが、業務に通常付随する準備後始末行為と認められている。(○)

[問題] 企業に所属し労働契約に基づき労働者として野球を行う者が、野球大会に出場するのに備え、事業主が定めた練習計画以外の自主的な運動をしていた際に負傷した場合(業務上外として認定) あくまで自主的に行ったことなので業務外

[問題] 業務で大型トラックを運転していた労働者が、他社のトラックと出会い、道路の幅が狭いため擦れ違いが不可能により、相手のトラックが待避所へ後退しようとしたところ、徐行に相当困難な様子のため、これを見かねた労働者が相手の運転手に代わり運転したところ道路から断崖を墜落し即死した場合(業務上として認定)

[問題] 乗組員を乗せた漁船が、帰港途中に、船内でフグ汁を食べその後中毒症状を呈した。海上のため手当てできず、そのまま帰港し、直ちに医師の手当てを受けたが乗組員の1名が死亡。船中での食事は、会社の給食として慣習的に行われており、フグの給食が慣習になっていた。(業務上として認定)

[問題] 会社と労働組合が解雇に関する係争中に、労働組合は裁判所の決定を待たずに被解雇者らを就労させ、作業中に負傷事故が発生した場合(業務上として認定)

[問題] 川の護岸築堤工事現場で作業をしていた労働者が、土蜂に足を刺され、そのショックで死亡。蜂の巣は、土砂の切取り面先約30センチメートル程度の土の中にあり、当日は数匹の蜂が付近を飛び回っていた。(業務上として認定)

[問題] 小型パイプが資材置き場に乱雑に荷下ろしされていたのを整理する作業に従事していた配管工である労働者が、草むらにもパイプが投げ込まれていないか探しに入ったところ、この地に多く生息するハブに噛まれて負傷した場合(業務上と認定)

[問題] トラック運送中に、国道上で荷台のシートがめくれたため、車を停めて助手席の労働者がトラックのシートをかけ直した際に、強風により防寒帽が吹き飛ばされ、それを追って走りだし労働者が前方より疾走してきた自動車に跳ね飛ばされて死亡した場合(業務上と認定)

[問題] 勤務時間中に、作業に必要な私物の眼鏡を自宅に忘れた労働者が、上司の了解を得て、家人が届けてくれた眼鏡を工場の門まで自転車で受け取りに行く途中、運転を誤り、転落して負傷した場合（業務上と認定）

[問題] 会社の休日に行われている社内の親睦野球大会で労働者が転倒し負傷した場合（参加は任意）
（業務外と認定）労災業務遂行性は認められず、業務上の負傷に該当しない。

[問題] 下請業者の実施する隣町での作業を指導監督するよう出張命令を受け、翌日、自転車で自宅を出発し、列車に乗車すべく進行中、踏切で列車に衝突し死亡した場合は、通勤災害と認定。
（業務上と認定）出張命令下での事故なので、通勤災害ではなく業務上災害

[問題] 自動車運転手が、長距離定期貨物便の運送業務の途上、会社が利用を認めている食堂前に至ったので、食事のために停車し食堂へ向かおうとして道路を横断中に、自動車にはねられて死亡した場合（業務上と認定）

[問題] 自動車運転手Aは、道路工事現場で砂利敷きの作業に従事。そこに顔見知りのBが来て、運転をやらせてくれと頼んで運転台に乗り、運転を続けた。Bが運転している際、Aは車のステップ台に乗っていたが、Bの不熟練のために電柱に衝突しそうになったため、とっさにAは飛び降りようとし、そのまま道路の外側にはね飛ばされて負傷した場合（業務外と認定）Aの職務逸脱によって発生したものであるため、業務外。

[問題] 上司の命により従業員が無届欠勤者の事情を調査するため、通常より約30分早く「自宅公用外出」として自宅を出発、自転車で欠勤者宅に向かう途中電車にはねられ死亡した場合（業務上と認定）

[問題] 自動車の整備に従事する者が事業場の施設内で休憩時間中に喫煙しようとしたところガソリンの染み込んだ作業衣に引火して生じた火傷の場合（業務上と認定）

[問題] 道路清掃工事の日雇い労働者が、休憩時間中に同僚と作業場内の道路に面した柵にもたれて休憩していたところ、道路を走っていた乗用車が運転操作を誤り、柵に激突した時に逃げ遅れ、柵と自動車に挟まれて胸骨を骨折した場合
（業務上と認定）

[問題] 炭鉱で採掘の仕事に従事している労働者が、作業中に拾った不発雷管を、休憩時間中に針金でつついて遊んでいるうちに爆発し、手の指を負傷した場合（業務外と認定）

[問題] 戸外での作業の開始 15 分前に、いつもと同様に、同僚とドラム缶に薪を投じて暖をとっていた労働者が、薪が燃えないため、同僚が機械の掃除用に作業場に置いてあった石油を持ってきて薪にかけて燃やした際、火が当該労働者のズボンに燃え移って火傷した場合（業務上と認定）

[問題] 建設中のクレーンが台風の襲来により倒壊するおそれがあるため、暴風雨のおさまるのを待って倒壊を防ぐ応急措置を施そうと、監督者が労働者に、現場近くの山腹谷合の狭地にひな壇式に建てられた労働者の宿舎で待機するよう命じたところ、風で宿舎が倒壊し待機していた労働者が死亡した場合（業務上と認定）

[問題] 以前にも退勤時に約 10 分間意識を失ったことのある労働者が、工場の中の 2℃の場所で作業している合間に暖を採るためストーブに近寄り、急な温度変化のために貧血を起こしてストーブに倒れ込み火傷により死亡した場合（業務上と認定）

 施行規則別表1の2 業務上の疾病 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
☆	★	★	★	★★	—	—	★★	★★☆	—

★：択一式 (H14. 17. 19) ☆：選択式 (H15. 18. 20)

 [条文]

- ① 業務上の負傷に起因する疾病
- ② 物理的因子による疾病
- ③ 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病
- ④ 化学物質等による疾病
- ⑤ 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症等
- ⑥ 細菌、ウイルス等の病原体による疾病
- ⑦ がん原発物質もしくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病
- ⑧ 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等著しく増悪させる業務による脳血管、くも膜下出血、脳梗塞、心筋梗塞、狭心症、心停止等
- ⑨ 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神又は行動の障害又はこれに付随する疾病
- ⑩ 前項に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病
- ⑩ その他業務に起因することの明らかな疾病

ポイント 業務上の疾病

[問題] 労働者災害補償保険法による保険給付の事由となる業務災害及び通勤災害のうち業務上の疾病の範囲は、【 ① 】で、通勤災害のうち通勤による疾病の範囲は、【 ② 】で定められている。業務上の疾病として【 ① 】の別表第1の2に掲げられている疾病のうち同表第11号に掲げられている疾病は、その他【 ③ 】である。通勤による疾病として【 ② 】に定められている疾病は、【 ④ 】に起因する疾病その他【 ⑤ 】である。

①労働基準法施行規則 ②労働者災害補償保険法施行規則 ③業務に起因することの明らかな疾病 ④通勤による負傷 ⑤通勤に起因することの明らかな疾病

〔問題〕業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいい、このうち疾病については、労働基準法施行規則別表第1の2に掲げられている。同表第11号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」については、業務災害と扱われるが、このためには、業務と疾病との間に【 ① 】がなければならない。例えば、過労死等に関し、平成13年12月には、【 ② 】の【 ③ 】について、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あてに通達されている。

また、精神障害等に関しては、平成11年9月に、【 ④ 】による精神障害等に係る業務上外の【 ⑤ 】について、労働省労働基準局長（現厚生労働省労働基準局長）から都道府県労働基準局長（現都道府県労働局長）あてに通達されている。

①相当因果関係 ②脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）

③認定基準 ④心理的負荷 ⑤判断基準

〔問題〕いわゆる職業病である職業性疾病には、じん肺症、頸肩腕症候群、潜水病、皮膚疾患、中皮腫などがあり、長期的な有害作業に従事したことが原因で生じる疾病である。

（○）

〔問題〕業務上の疾病は、労働基準法施行規則に具体的な業務内容と疾病名が列挙されているが、当該施行規則に規定された業務に従事した事実と、当該施行規則に規定された疾病が発症した事実の2つが有れば、反証が無い限り「業務起因性有り」として労災認定される。（○）

〔問題〕業務との関連性がある疾病であっても、労働基準法施行規則別表第1の2第1号から第10号までに掲げる疾病その他「業務に起因することの明らかな疾病」に該当しなければ、業務上の疾病とは認められない。（○）

〔問題〕業務との関連性がある疾病であっても、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の2第1号から第10号までに掲げる疾病その他「業務に起因することの明らかな疾病」に該当しなければ、業務上の疾病とは認められない。

（×）労働者災害補償保険法ではなく、労働基準法

〔問題〕労働基準法施行規則別表第1の2において具体的に疾病の原因や種類が列挙されているが、具体的に疾病の原因や種類に該当しなくても「その他業務に起因することの明らかな疾病（労働基準法施行規則第1の2第11号）に該当すれば業務上の疾病と認定される。（○）

[問題] 業務上の疾病の範囲は、労働基準法施行規則別表第1の2の各号に掲げられているものに限定されている。(○)

[問題] 通勤による疾病の範囲は、労働者災害補償保険法施行規則第18条の4において、「通勤による負傷に起因する疾病その他通勤に起因することの明らかな疾病」とされている。(○)

通勤災害の認定 事例問題 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	☆	—	★★	★★	★★	★★	★★	★★	★★

★：択一式 (H11. 13. 18) ☆：選択式 (H9. 16)



[条文]

(略)

ポイント

通勤災害の認定 (事例問題)

[問題] 派遣労働者に係る通勤災害の認定に当たっては、派遣元事業主又は派遣先事業主の指揮命令により業務を開始し、又は終了する場所が「就業の場所」となるため、派遣労働者の住居と派遣元事業場又は派遣先事業場との間の往復の行為は、「通勤」となる。(○)

[問題] 退勤時に長男宅に立ち寄るつもりで就業の場所を出たものであれば、就業の場所から普段利用している通勤の合理的経路上の災害
(通勤災害と認定) (×) 逸脱中断するまでの間は、通勤災害と認められるので誤り。

[問題] 移動の途中の災害であれば、業務の性質を有する場合であっても、通勤災害と認められる。(×) 業務の性質を有するので業務災害

[問題] 通勤災害における合理的な経路とは、住居等と就業の場所等との間を往復する場合の最短距離の唯一の経路を指す。(×) 事故等による迂回もあり得るので誤り。

[問題] 労働者が転任する際に配偶者が引き続き就業するため別居することになった場合の、配偶者が住む居宅は、「住居」と認められることはない。
(×) 反復継続 (概ね月1回以上) 性があれば認められる。

[問題] 勤務先からの帰宅途中に、暴漢に後頭部を殴打され財布をとられたキャバレー勤務の労働者が後頭部を裂傷した場合（通勤災害と認定）

[問題] 会社からの退勤の途中に、定期的に病院で、比較的長時間の人工透析を受ける場合、終了して直ちに合理的経路に復した後に転倒してけがをした場合（通勤災害と認定）

[問題] 午前の勤務終了後、平常通り、会社から約300メートルのところにある自宅で昼食を済ませた労働者が、午後の勤務に就くために自宅を出て県道を徒歩で勤務先会社に向かう途中、野犬に下腿部をかみつかれて負傷した場合（通勤災害と認定）

[問題] 勤務終了後バス停に向かった際、親しい同僚と一緒にいたので、お互いによく利用している会社の隣の喫茶店に立ち寄り、40分程度コーヒーを飲みながら雑談して過ごした後、同僚の乗用車で合理的な経路を通って自宅まで送られた労働者が、車を降りようとした際に乗用車に追突され負傷した場合（通勤災害と非認定）

[問題] 会社からの退勤の途中で美容院に立ち寄った場合、髪の設定を終えて直ちに合理的な経路に復した後についても、通勤に該当しない。

(×) 通勤災害に該当

[問題] マイカー通勤をしている労働者が、勤務先会社から市道を挟んだところにある同社の駐車場に車を停車し、徒歩で職場に到着しタイムカードを打刻後、フォグライトの消し忘れに気づき、駐車場へ引き返すために市道を横断する途中、市道を走ってきた軽自動車にはねられ負傷した場合（通勤災害と認定）

[問題] 業務終了後、労働組合の執行委員である労働者が、事業場内で開催された賃金引上げのための労使協議会に6時間ほど出席した後、帰宅途上で交通事故にあった場合（通勤災害として非認定）

[問題] 寝過ごしにより就業場所に遅刻した場合は、通勤に該当することはない。

(×) 通勤に該当することもある。

[問題] 運動部の練習に参加する目的で、午後の遅番の出勤者であるにもかかわらず、朝から住居を出る等、所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行く場合は、通勤に該当する。

(×) 所定の就業開始時刻とかけ離れた時刻に会社に行く場合は、通勤に該当しない。

[問題] 日々雇用される労働者が公共職業安定所等でその日の職業紹介を受けるために住居から公共職業安定所等まで行く行為は、通勤に該当する。

(×) 通勤に該当しない。

[問題] 昼休みに自宅まで時間的に十分余裕をもって往復できる労働者が、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤する往復行為は、通勤に該当しない。

(×) 通勤に該当する。

[問題] 業務の終了後、事業場施設内で、サークル活動をした後に帰宅する場合は、社会通念上就業と帰宅との直接的関連を失わせると認められるほど長時間となるような場合を除いても、通勤に該当することはない。

(×) 通勤に該当することもある。

[問題] 通勤の途中において、歩行中にビルの建設現場から落下してきた物体により負傷した場合（通勤災害と認定）

[問題] 自殺の場合、通勤の途中において行われたのであれば、通勤災害として認められる。(×) 通勤災害として認められない。

[問題] 通勤の途中で怨恨をもってけんかをしかけて負傷した場合（通勤災害として非認定）

[問題] 通勤の途中、経路上で遭遇した事故において、転倒したタンクローリーから流れ出す有害物質により急性中毒にかかった場合（通勤災害と認定）

[問題] 女性労働者が一週間に数回、やむを得ない事情により、就業の場所からの帰宅途中に最小限の時間、要介護状態にある夫の父を介護するために夫の父の家に立ち寄っている場合に、介護終了後、合理的な経路に復した後は、再び通勤に該当する。(○)

[問題] 通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを含むものとする。

- ① 住居と就業の場所との間の往復
 - ② 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
 - ③ ①に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動
- (×) 業務の性質を有するものは除く
-

医療従事者等の業務上の認定基準 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	★★	—	—	—	—	—	—

★：択一式(－) ☆：選択式(－)

 [条文]
(略)

ポイント

医療従事者等の業務上の認定基準

[問題] 医療従事者等の業務上の認定基準は、「労働基準法施行規則別表1の2」の第6号 細菌、ウイルス製の病原体による疾病(医療業務従事者等のC型肝炎等)を根拠としている。(○)

[問題] 医療従事者等が、C型肝炎ウイルス(HCV)の感染源であるHCV保有者の血液に業務上接触したことに起因してHCVに感染し、C型肝炎を発症した場合には、業務上疾病として取り扱われるとともに、医学上必要な治療は保険給付の対象となる。(○)

[問題] 医療従事者等が、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)の感染源であるHIV保有者の血液に業務上接触したことに起因してHIVに感染した場合には、業務上疾病として取り扱われるとともに、医学上必要な治療は保険給付の対象となる。(○)

心理的負荷による精神障害の認定基準 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
☆	—	—	—	★★	—	—	★★	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（H15）

 [条文]
(略)

ポイント 心理的負荷による精神障害の認定基準

[問題] 心理的負荷による精神障害の認定基準について、次のいずれかの要件も満たす場合に、業務上の疾病として取り扱うこととしている。

- ①対象疾病を発病していること。
- ②対象疾病の発病前おおむね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められること。
- ③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

(×) いずれの要件も満たす場合に、業務上の疾病として取り扱う。

[問題] 認定基準における対象疾病の発病に至る原因の考え方は、環境由来の心理的負荷（ストレス）と、個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まる。(○)

[問題] 心理的負荷が非常に強ければ、個体側の脆弱性が小さくても精神的破綻が起こるし、逆に脆弱性が大きければ、心理的負荷が小さくても破綻が生ずるとする「ストレス－脆弱性理論」に依拠している。(○)

[問題] 認定基準においては、「業務による強い心理的負荷」について、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるとしている。(○)

[問題] 認定基準においては、例えば対象疾病の発病直前の3週間におおむね120時間以上の時間外労働を行っていたときには、手待時間が多いなど労働密度が特に低い場合を除き、心理的負荷の総合評価を「強」と判断するとしている。(○)

〔問題〕 認定基準においては、労災保険法第12条の2の2において、労働者が故意に死亡したときは、政府は保険給付を行わないと規定していることから、業務により精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、業務起因性は認められないとしている。
(×) 業務起因性は認められている。

〔問題〕 業務上精神障害を発病し自殺を図った場合は、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、自殺行為を思いとどまる精神的抑止力が著しく阻害されている状態と推定し業務起因性が認められている。(○)

〔問題〕 心理的負荷による精神障害の認定基準においては、うつ病エピソードの発病直前の2か月間連続して1月当たりおおむね【 ① 】時間の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった場合、心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。

①120

〔問題〕 心理的負荷による精神障害の認定基準においては、同僚から治療を要する程度のひどい暴行を受けて、うつ病エピソードを発病した場合、心理的負荷の総合評価は「強」と判断される。
(○)

〔問題〕 心理的負荷による精神障害の認定基準においては、身体接触のない性的発言のみのセクシュアルハラスメントである場合には、これによりうつ病エピソードを発病した場合、心理的負荷の総合評価が「強」になることはない。
(×) 心理的負荷の総合評価が「強」になることはある。

〔問題〕 心理的負荷による精神障害の認定基準においては、発病前おおむね6か月の間の出来事について評価することから、胸を触るなどのセクシュアルハラスメントを繰り返し受け続けて9か月あまりでうつ病エピソードを発病した場合、6か月より前の出来事については、評価の対象にならない。
(×) 評価の対象となる。

〔問題〕 心理的負荷による精神障害の認定基準においては、うつ病エピソードを発病した労働者がセクシュアルハラスメントを受けていた場合の心理的負荷の程度の判断は、その労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかで判断される。
(×) その労働者ではなく、一般的にどう受け止められたかで判断される。

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準（★★）

（出題傾向）

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
☆	—	★	—	—	—	—	—	☆	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）

 [条文]
（略）

ポイント

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準

〔問題〕脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準は、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至るものである。（○）

〔問題〕同上の認定基準は、業務による明らかな過重負荷を「異常な出来事」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」に区分し、認定要件としている。（○）

〔問題〕「異常な出来事」については発症直前から前日までの間を、「短期間の過重業務」については発症前おおむね【 ① 】を、「長期間の過重業務」については発症前おおむね【 ② 】を評価期間とする。

①1週間 ②6カ月

〔問題〕厚生労働省労働基準局長通知（「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」平成13年12月12日付け基発第1063号）において、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したことによる明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）は、業務上の疾病として取り扱うこととされている。業務の過重性の評価にあたっては、発症前の一定期間の就労実態等を考察し、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかという観点から判断される。

「発症前の長期間とは、発症前おおむね【 ① 】をいう」とされている。疲労の蓄積をもたらす要因は種々あるが、最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、「発症前【 ② 】におおむね【 ③ 】時間又は発症前【 ④ 】にわたって、1か月あたりおおむね【 ⑤ 】時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること」を踏まえて判断される。ここでいう時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数である。

①6カ月間 ②1カ月間 ③100 ④2カ月間ないし6カ月間 ⑤80

法8条 給付基礎日額 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 12. 15. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とする。この場合において、平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「算定事由発生日」という。）とする。
- ② 労働基準法第12条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額を給付基礎日額とする。

 **ポイント** 法8条 給付基礎日額

[問題] 給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とする。(○)

[問題] この場合に、平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によって疾病の発生が確定した日（算定事由発生日）とする。(○)

[問題] 労働基準法第12条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働省令で定めるところによって政府（所轄労働基準監督署長）が算定する額を給付基礎日額とする。(○)

[問題] 平均賃金相当額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる次の場合には、給付基礎日額の算定方法に特例が設けられている。(○)

- ・平均賃金の算定期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間がある場合
- ・じん肺患者の場合
- ・その他

[問題] 上記のほか、平均賃金相当額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められる場合は、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額が給付基礎日額とされる。(○)

[問題] 上記の具体例としては、親族の疾病又は負傷等の看護のため休業した期間がある場合や振動障害にかかった場合等である。(○)

[問題] 平均賃金の算定期間中に業務外の事由による傷病(私傷病)の療養のために休業した期間がある労働者については、下記の①又は②のうち低い方の額が給付基礎日額とされる。

①労働基準法12条に基づいて算定した平均賃金に相当する額

②業務外の事由による傷病の療養のために休業した期間の日数及びその期間中の賃金を、平均賃金の算定期間の総日数及び賃金の総額からそれぞれ控除して算定した平均賃金に相当する額

(×) 低い方の額ではなく、高い方の額を使う。

[問題] じん肺にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者については次の①、②のうち高い方の額が給付基礎日額とされる。

①労働基準法12条に基づいて算定した平均賃金に相当する額(診断によって疾病の発生が確定した日を算定事由発生日として算定した平均賃金)

②粉じん作業に従事することとなった日を算定事由発生日とみなして算定した平均賃金に相当する額

(×) 粉じん作業以外の作業に従事することとなった日(②の箇所が誤り)

則9条1項4号 自動変更対象額（一）

（出題傾向）

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（H8.11） ☆：選択式（—）

 [条文]

厚生労働大臣は、厚生労働省において作成する毎月勤労統計における年度の平均給与額が直近の自動変更対象額が変更された年度の前年度の平均給与額を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の8月1日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

ポイント 則9条1項4号 自動変更対象額

[問題] 自動変更対象額とは、給付基礎日額の最低保障額に相当する額である。（○）

[問題] 平均賃金に相当する額又は給付基礎日額の算定方法の特例により算定された額（平均賃金相当額）が自動変更対象額に満たない場合は自動変更対象額【 ① 】を給付基礎日額とする。

①3,920円（平成29年8月1日以降）

[問題] 給付基礎日額についてはスライド制が適用されることがあり、スライドの適用を受けた場合にはスライド制適用前の額で判断する。

（×）スライド制適用後の額で判断

[問題] 平均賃金相当額にスライド率を乗じて得た額が自動変更対象額以上である場合は、当該平均賃金相当額を給付基礎日額とする。（○）

[問題] 例えば、平均賃金相当額が4,100円であったとしてもスライド率が110パーセントの場合には、スライド後の額が4,510円と、自動変更対象額（3,920円）以上になるので、給付基礎日額は平均賃金相当額の4,100円となる。（○）

[問題] 平均賃金相当額にスライド率を乗じて得た額が自動変更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を当該スライド率で除して得た額を給付基礎日額とする。（○）

[問題] 厚生労働大臣は、年度の平均給与額（厚生労働省において作成する【 ① 】における労働者1人当たりの毎月決まって支給する給与の額の4月分から翌年3月分までの各月分の合計額を12で除して得た額をいう）が直近の自動変更対象額が変更された年度の前年度の【 ② 】を超え又は下るに至った場合、その変動した比率に応じてその翌年度の【 ③ 】以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

なお、自動変更対象額を変更する場合は、当該変更する年度の【 ④ 】までに告示するものとされている。

①毎月勤労統計 ②平均給与額 ③8月1日 ④7月31日

[問題] 自動変更対象額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとされている。(○)

法8条の2 休業給付基礎日額 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	☆	—	—	—	—

★：択一式 (H4. 8. 15. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

休業補償給付又は休業給付（「休業補償給付等」）の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（「休業給付基礎日額」）については、次に定めるところによる。

- ① ②に規定する休業補償給付等以外の休業補償給付等については、法8条の規定により給付基礎日額として算定した額を休業給付基礎日額とする。
- ② 四半期ごとの平均給与額が、算定事由発生日の属する四半期（「改定日額」）を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額を休業補償給付等の額の算定の基礎として用いるべき最初の四半期（前々四半期）の平均給与額の100分の110を超え、又は100分の90を下るに至った場合において、その上昇し、又は低下するに至った四半期の翌々四半期に属する最初の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として厚生労働大臣が定める率を法8条の規定により給付基礎日額として算定した額（改定日額を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額）に乗じて得た額を休業給付基礎日額とする。

 **ポイント** 法8条の2 給付基礎日額

[問題] 休業補償給付又は休業給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額については、次に定めるところによる。

- (1) 次号に規定する休業補償給付等以外の休業補償給付等については、法8条の規定により給付基礎日額として算定した額を【 ① 】とする。
- (2) 【 ② 】ごとの平均給与額が、算定事由発生日の属する【 ② 】を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額を休業補償給付等の額の算定の基礎として用いるべき最初の【 ② 】の前々四半期）の平均給与額の【 ③ 】を超え、又は【 ④ 】を下るに至った場合において、その上昇し、又は低下するに至った【 ② 】の翌々四半期に属する【 ⑤ 】以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付等については、その上昇し、又は低下した比率を基準として【 ⑥ 】を法8条の規定により給付基礎日額として算定した額（改定日額を休業給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、当該改定日額）に乗じて得た額を【 ① 】とする。

①休業給付基礎日額 ②四半期 ③100分の110 ④100分の90 ⑤最初の日

⑥厚生労働大臣が定める率

〔問題〕 労災保険法による保険給付（療養補償給付及び療養給付並びに二次健康診断等給付を除く）の額の算定には、原則として、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額の給付基礎日額を用いる。

（×）（療養補償給付及び療養給付、介護補償給付及び介護給付並びに二次健康診断等給付を除く）

〔問題〕 スライド制とは、平均給与額が10%を超えて変動した場合に、その変動した四半期の翌四半期に属する最初の日から給付基礎日額を改定する制度である。

（×）翌々四半期に属する最初の日

〔問題〕 休業給付基礎日額は、保険給付の額を適正にするため、スライド制及び年齢階層別の最低限度額・最高限度額が適用される。（○）

〔問題〕 休業給付基礎日額については、厚生労働省令で定める年齢階層ごとに厚生労働大臣が最低限度額又は最高限度額を定めている。（○）

〔問題〕 休業給付基礎日額として算定した額について、休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して【 ① 】である場合は、休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日の属する【 ② 】の属する年齢階層に係る最低限度額及び最高限度額が適用される。

①1年6カ月を経過した日以後の日 ②四半期の初日における年齢

〔問題〕 厚生労働大臣は、毎年、その年の【 ① 】までの間に支給すべき事由が生じた休業補償給付等又はその年の8月から翌年の7月までの月分の年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最低限度額及び最高限度額を、当該8月の属する年の前年の【 ② 】の調査の結果に基づき定め、当該8月の属する年の7月31日までに告示するものとする。

①8月1日から翌年の7月31日 ②賃金構造基本統計

〔問題〕 年齢階層別の最低限度額・最高限度額は、賃金構造基本統計の【 ① 】について、年齢階層ごとに、賃金月額的高低に従い【 ② 】の階層に区分したうえで、賃金月額が最も低い区分、2番目に高い賃金月額の区分の中の賃金月額を用いて算出する。

①常用労働者 ②20

[問題] 年齢階層別の最低限度額及び最高限度額

年齢階層別	最低限度額	最高限度額
20歳未満	【 ① 】円	【 ② 】円
中略		
70歳以上	【 ③ 】円	【 ④ 】円

①4,741 ②13,264 ③3,920 ④13,264 (平成29年8月1日以降)

[問題] 年齢階層別の最低限度額及び最高限度額の適用時期等

	休業給付基礎日額	年金給付基礎日額
適用時期	療養開始日から起算して 【 ① 】以後の日	年金が支給される最初の月から
年齢	休業（補償）給付を支給すべき事由 が生じた日の属する 【 ② 】における年齢	年金たる保険給付を受けるべき労働者の【 ③ 】における年齢で同日から1年間適用 ただし、遺族（補償）年金に関しては、死亡労働者が生存していると仮定した場合の【 ③ 】の年齢

①1年6カ月を経過した日 ②四半期の初日 ③8月1日

法8条の3 年金給付基礎日額 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 15. 16. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（「年金給付基礎日額」）については、次に定めるところによる。

① 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の7月以前の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額を年金給付基礎日額とする。

② 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）の平均給与額を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

 **ポイント** 法8条の3 年金給付基礎日額

[問題] 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（「年金給付基礎日額」）については、次に定めるところによる。

(1)算定事由発生日の属する年度の【 ① 】月以前の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額を【 ② 】とする。

(2)算定事由発生日の属する年度の【 ③ 】以後の分として支給する年金たる保険給付については、第8条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度（当該月が4月から7月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）の平均給与額を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を【 ② 】とする。

①翌々年度の7 ②年金給付基礎日額 ③翌々年度の8月

[問題] 年金給付基礎日額は、休業給付基礎日額と同様に、スライド制及び年齢階層別の最低・最高限度額が適用される。(○)

[問題] 年金給付基礎日額のスライド制は、休業給付基礎日額と同様に、平均給与額が10%上昇した場合に適用される。

(×) 平均給与額の変動の多少を問わず適用される。 (完全自動賃金スライド制)

[問題] 年金給付基礎日額の年齢階層別の最低限度額・最高限度額の適用に関しては、休業給付基礎日額と異なり、年金たる保険給付の支給当初から適用される。

(○)

[問題] 年金給付基礎日額のスライド制は、算定事由発生日の属する年度の翌年度の8月以後の分として支給される年金たる保険給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額に適用される。

(×) 翌々年度の8月

法8条の4 一時金の給付基礎日額 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H15. 16. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]
(略)

ポイント 法8条の4 一時金の給付基礎日額

[問題] 障害補償一時金若しくは障害一時金又は遺族補償一時金若しくは遺族一時金の額の算定に用いる給付基礎日額のスライドは、年金たる保険給付の額の算定に用いる給付基礎日額のスライドに準ずる。(○)

[問題] 障害補償一時金若しくは遺族補償一時金又は障害一時金若しくは遺族一時金の額の算定に用いる給付基礎日額のスライドは、休業補償給付又は休業給付の額の算定に用いる給付基礎日額のスライドに準ずる。

(×) 年金たる保険給付の額の算定に用いる給付基礎日額のスライドに準ずる。

[問題] 一時金の給付基礎日額は、休業給付基礎日額と同様の方法によるスライド制が適用される。

(×) 年金給付基礎日額と同様の方法によるスライド制が適用

[問題] 一時金の給付基礎日額には、年齢階層別の最低・最高限度額の適用がある。

(×) 適用がない。

 法8条の5 給付基礎日額の端数処理 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H15) ☆：選択式 (—)

 [条文]

給付基礎日額に **1円未満**の端数があるときは、これを **1円**に切り上げるものとする。


ポイント 法8条の5 給付基礎日額の端数処理

[問題] 給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。(○)

[問題] 年金たる保険給付の支給に係る給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、その端数については切り捨てる。

(×) 切り上げるものとする。

法12条の8第1項・2項 業務災害に関する保険給付の種類及び支給事由 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 14. 16) ☆：選択式 (H19)

 [条文]

- ① 業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。
- (1) 療養補償給付 (2) 休業補償給付 (3) 障害補償給付
 (4) 遺族補償給付 (5) 葬祭料 (6) 傷病補償年金 (7) 介護補償給付
- ② ①の保険給付 (傷病補償年金及び介護補償給付を除く。) は、労働基準法に規定する災害補償の事由又は船員法に規定する災害補償の事由 (「傷病手当」の規定にあっては、労働基準法の「休業補償」に規定する災害補償の事由に相当する部分に限る。) が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

ポイント

法12条の8第1項・2項 業務災害に関する保険給付の種類及び支給事由

[問題] 業務災害に関する保険給付は、下記の保険給付とする。(○)

- ①療養補償給付 ②休業補償給付 ③障害補償給付
 ④遺族補償給付 ⑤葬祭料 ⑥傷病補償年金
 ⑦介護補償給付

[問題] すべての保険給付は、労働基準法に規定する災害補償の事由または船員法に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対してその請求に基づいて行う。

(×) 傷病補償年金、介護補償給付は、労働基準法の災害補償の規定にはない。

[問題] すべての保険給付の請求は、所轄労働基準監督署長に対して行う。

(×) 傷病補償年金は請求ではなく、政府による職権により支給の決定を行う。

法13条 療養補償給付 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★★	—	—	—	—	—	★	★★	—

★：択一式 (H14. 15. 17. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 療養補償給付は、療養の給付とする
- ② ①の療養の給付の範囲は、次の各号（政府が必要と認めるものに限る。）による。
 - 一 診察
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 六 移送

 **ポイント** 法13条 療養補償給付

[問題] 療養（補償）給付には「療養の給付」と「療養の費用の支給」があり、「療養の給付」は、指定医療機関等で、無料で治療や薬剤の支給を受けることができる現物給付で、「療養の費用の支給」は近くに指定医療機関等がないなどの理由で指定医療機関以外の医療機関等で療養を受けた場合に、その費用が事後に支給される現金給付である。

(○)

[問題] 労災保険法第13条第3項によれば、政府は、療養の補償給付として療養の給付をすることが困難な場合、療養の給付に代えて【 ① 】を支給することができる。

①療養の費用

[問題] 療養の給付の範囲は、下記（政府が必要と認めるものに限る。）による。 (○)

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送

〔問題〕療養の給付の範囲は、①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送のほか、政府が療養上相当と認めるものに限られる。

(×) ①～⑥のうちで、療養上相当であると政府が必要と認めるものに限定される。

〔問題〕療養の給付は、社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所、薬局若しくは訪問看護事業者において行われる。

(×) 「厚生労働大臣の指定」するのではなく「都道府県労働局長の指定」する病院若しくは診療所…

〔問題〕傷病の症状が残った場合でも、その症状が安定し、疾病が固定した状態になって治療の必要がなくなった場合には、傷病発生以前の状態に回復していなくても、傷病は治癒したものとして療養補償給付又は療養給付は行われない。(○)

〔問題〕「治癒」とは、病状が安定し、疾病が固定した状態をいい、治療の必要のなくなった状態をいう。(○)

〔問題〕業務上の疾病が治って療養の必要がなくなった場合には、その後その疾病が再発しても、新たな業務上の事由による発病でない限り、業務上の疾病とは認められない。

(×) 引続き、業務上の疾病として扱われる。

〔問題〕療養の給付は、その傷病が療養を必要としなくなるまで行われるので、症状が安定して疾病が固定した状態になり、医療効果が期待しえない状態になり、神経症状のような傷病の症状が残っていても、療養の給付が行われる。

(×) 傷病は治癒したものとして療養補償給付又は療養給付は行われない。

〔問題〕療養補償給付は、休業補償給付と併給される場合がある。(○)

〔問題〕療養補償給付は、傷病補償年金と併給される場合がある。(○)

〔問題〕病院等の付属施設で医師が直接指導のもとで行う温泉療養は、療養補償給付の範囲に属する。(○)

[問題] 医師が直接の指導を行わなくても温泉療養は、療養補償給付の範囲に属する。
(×) 療養補償給付の範囲に属さない。

[問題] リハビリテーション医療は、療養補償給付の範囲に含まれる。(○)

[問題] 労災保険におけるリハビリテーション医療とは、業務上の事由又は通勤による傷病により療養中の労働者に対して当該傷病に係る本来の治療に加え、理学療法、作業療法等を個々の症例に応じ総合的に実施して、労働能力の回復を図り職場復帰への医学的指針を与えるまでの一連の行為をいう。(○)

[問題] 療養の給付の範囲については、労災保険法第13条第2項各号に定められているが、いずれも政府が必要と認めるものに限定されている。(○)

法13条3項 療養の費用の支給 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	—	—	—	☆	—

★：択一式 (H15. 16. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

政府は、①の療養の給付をすることが困難な場合その他厚生労働省令で定める場合には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができる。

 **ポイント** 法13条3項 療養の費用の支給

[問題] 政府は、療養の給付をすることが困難な場合その他厚生労働省令で定める場合には、療養の給付に代えて【 ① 】を支給することができる。

①療養の費用

[問題] 療養の費用の支給は、下記のいずれかに該当する場合に支給する。(○)

(1)療養の給付をすることが困難な場合

(2)療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合

[問題] 療養の給付をすることが困難な場合とは、

- ・当該地区に指定病院等がない場合
- ・特殊な医療技術又は診療施設を必要とする傷病について最寄りの指定病院等に該当する整備がされていない場合等政府側の事情において療養の給付を行なうことが困難な場合をいう。(○)

[問題] 療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合とは、

- ・当該傷病が指定病院等以外の病院、診療所等で緊急な療養を必要とする場合
- ・最寄りの病院、診療所等が指定病院等でない等の事情がある場合をいう。(○)

則12条 請求等 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★★	★	—	★	★	—	★★	★	—

★：択一式 (H10. 11. 15. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]
(略)

ポイント

則12条 請求等

[問題] 療養補償給付たる療養の給付を受けようとする者は、厚生労働省令に規定された事項を記載した請求書を、直接、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(×) 指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長へ提出

[問題] 療養の給付又は療養の費用のいずれについても、療養を受ける病院、診療所等を経由し所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(×) 療養の給付は、指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長へ提出。療養の費用の支給は、直接、所轄労働基準監督署長へ提出。

[問題] 療養補償給付たる療養の費用の支給を受けようとする者は、①労働者の氏名、生年月日及び住所、②事業の名称及び事業場の所在地、③負傷又は発病の年月日、④災害の原因及び発生状況、⑤傷病名及び療養の内容、⑥療養に要した費用の額、⑦療養の給付を受けなかった理由を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(このうち③、④は、事業主の証明を受けなければならない。) (○)

[問題]

	療養の給付	療養の費用の支給
記載事項	療養補償給付たる療養の給付請求書	療養補償給付たる療養の費用請求書
	①労働者の氏名、生年月日及び住所 ②事業の名称及び事業場の所在地 ③負傷又は発病の年月日 ④災害の原因及び発生状況	
	⑤指定病院等の名称及び所在地	⑤傷病名及び療養の内容 ⑥療養に要した費用の額 ⑦療養の給付を受けなかった理由
提出	指定病院等を経由して 所轄労働基準監督署長へ提出	直接、所轄労働基準監督署長へ提出

上記のうち事業主の証明が必要なのは、③及び④であり、医師等の診療担当者の証明が必要なのは、⑤、⑥である。(○)

[問題] 療養の給付を受ける労働者が当該療養の給付を受ける指定病院等を変更しようとするときは、直接、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(×) 療養の給付を受けようとする指定病院等を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

法14条 休業補償給付 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★★	—	—	★★	★	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 11. 12. 13. 15. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)

 [条文]

① 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給するものとし、その額は、1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額とする。

 **ポイント** 法14条 休業補償給付

[問題] 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による【 ① 】ために賃金を受けない日の【 ② 】から支給するものとし、その額は、1日につき給付基礎日額の【 ③ 】に相当する額とする。

①療養のため労働することができない ②第4日目 ③100分の60

[問題] 賃金を受けない日とは、下記のことをいう。(○)

- ①労働不能の時間について全く賃金を受けない日 (全部労働不能)
 ②労働不能の時間について平均賃金と実労働時間に対して支払われる賃金の差額の60%未満の金額しか受けない日 (一部労働不能)

[問題] 休業補償給付又は休業給付は、労働することができなくても、平均賃金の60%以上の金額が支払われた日は、休業補償給付又は休業給付は支給されない。(○)

[問題] 休業補償給付の支給要件 (下記のいずれにも該当した場合)

- (1) 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり【 ① 】していること
 (2) 【 ① 】のため労働することができないこと
 (3) 労働することができないために【 ② 】を受けていないこと

①療養 ②賃金

[問題] 休業補償給付は、業務上の傷病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給されるが、それまでの3日間については、いずれの法律からも補償はない。

(×) 労働基準法第76条により使用者が直接、休業補償を行う。

〔問題〕 休業給付が支給されない休業の初日から第3日目までの待期期間について、事業主は労働基準法に基づく休業補償の義務を負う。

(×) 通勤災害による休業給付の場合は、労働基準法に基づく休業補償の義務を負わない。

〔問題〕 休業補償給付又は休業給付は、休業の初日から第3日目までの待期期間について、事業主は労働基準法に基づく休業補償の義務を負う。

(×) 通勤災害である休業給付に関しては、休業補償の義務を負わない。

〔問題〕 休業補償給付又は休業給付は、労働契約の期間満了等により労働関係が消滅した後においても、当該傷病による療養のため労働することができないために賃金を受けない状態にある限り支給される。

(○) 保険給付を受ける権利は、労働者が退職した後でも要件に該当すれば、そのまま支給される。

〔問題〕 休業補償給付は、要件に該当した場合、休業の第4日目から支給されるが、この第4日目とは、休業が継続していることが必要である。

(×) 休業が継続、断続しているかを問わず、実際に休業した日の第4日目に対応する。

〔問題〕 休業補償給付又は休業給付は、労働することができない日に、平均賃金の60%以上の金額が支払われた日は、待期期間3日の日数には算入されない。

(×) 待期期間の3日の日数には算入される。

〔問題〕 労働者が業務上の傷病の療養のため所定労働時間の一部分について労働することができない日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額から実際に労働した部分についての賃金額を控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあっては、最高限度額に相当する額）の100分の60に相当する額である。（○）

〔問題〕 労働者が業務上の傷病の療養のため所定労働時間の一部分について労働することができない日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額から実際に労働した部分についての賃金額を控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあっては、最高限度額に相当する額）の100分の60に相当する額である。（○）

[問題] 業務上の事由又は通勤による負傷が治った後に義肢の装着のため再手術、機能回復訓練等を行うために休業する場合、療養のため労働することができない場合に該当し、休業補償給付又は休業給付は、支給される。

(×) 治ゆ後のため休業補償給付又は休業給付は支給されない。

[問題] 業務上の負傷の治ゆ後、重い障害が残ったため、義肢の装着に必要な手術、術後のリハビリテーション等を受けて労働することができないために賃金を受けない場合は、療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に該当しないので、休業補償給付は支給されない。(○)

[問題] 休業補償給付は、労働者が業務上の傷病により療養のため労働不能の状態にあつて賃金を受けることができない場合であれば、出勤停止の懲戒処分のため雇用契約上賃金請求権が発生しない日についても支給される。(○)

[問題] 所定労働時間中に負傷した場合は、負傷当日を休業日数に算入し、所定労働時間後の残業中に負傷した場合は、負傷当日は休業日数に算入しない。(翌日から参入)
(○)

[問題] 一部就労して一部賃金を受けた場合の休業補償給付は、給付基礎日額から当該労働に対して支払われる賃金の額を控除して得た額の100分の60に相当する額とする。
(○)

[問題] 休業補償給付は、傷病補償年金と併給して支給される。

(×) 傷病補償年金が支給される間は、休業補償給付は支給されない。

[問題] 労働者が留置施設に留置されて懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を受けている場合、休業補償給付は支給されない。(○)

[問題] 休業補償給付は、未決勾留中は支給が制限されず、刑が確定したら支給が制限される。(○)

法12条の8第3項 傷病補償年金 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★★	—	—	★☆	—	—	★	—	★★

★：択一式 (H6. 8. 10. 11. 12. 13. 15. 16. 17. 18. 19) ☆：選択式 (H7)

 [条文]

傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 **1年6カ月** を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当すること。

[問題] 傷病補償年金の受給者の障害の程度が軽くなり、傷病等級に該当しなくなった場合、当該傷病補償年金の受給権は消滅するが、なお療養のため労働できず、賃金を受けられない場合には、労働者は休業補償給付を請求することができる。(○)

[問題] 傷病補償年金を受ける労働者の障害の程度に変更があり、新たに他の障病等級に該当するに至った場合には、所轄労働基準監督署長は、裁量により、新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金を支給する決定ができる。

(×) 職権により新たに該当するに至った傷病等級に応ずる傷病補償年金の支給を決定しなければならない。

 **ポイント** 法12条の8第3項 傷病補償年金

[問題] 傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後【 ① 】を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は【 ② 】次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が【 ③ 】。
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める【 ④ 】に該当すること。

①1年6カ月 ②同日後 ③治っていないこと ④傷病等級

[問題] 傷病等級は、1級から14級までの14段階に区分され第1級が最も重い障害の状態である。

(×) 1級から3級までの3段階

[問題] 障害の程度は、1年以上の期間にわたって存する障害の状態によって認定される。(×) 6カ月

[問題] 傷病補償年金の支給要件について、障害の程度は、6か月以上の期間にわたって存する障害の状態により認定するものとされている。(○)

[問題] 傷病補償年金又は傷病年金は、当該傷病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日以後において傷病が治っておらず、かつ、傷病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当する場合に、請求に基づき支給される。

(×) 所轄労働基準監督署長が職権による支給決定する。

[問題] 傷病補償年金は、労働者からの請求ではなく、所轄労働基準監督署長が職権により決定する。(○)

[問題] 届出書関係

「傷病の状態等に関する届書」	「傷病の状態等に関する報告書」
所轄労働基準監督署長は、労働者の負傷又は傷病が療養の開始後【 ① 】を経過した日において治っていないとき ⇒同日以後【 ② 】以内に労働者から「傷病の状態等に関する届書」を提出させる。	毎年【 ③ 】から同月末日までの間の日について休業補償給付の支給を請求しようとする場合に、当該【 ③ 】において療養の開始後【 ① 】を経過しているとき ⇒請求書に添えて「傷病の状態等に関する報告書」を所轄労働基準監督署長に提出

①1年6カ月 ②1カ月 ③1月1日

[問題] 傷病補償年金の額

等級	傷病補償年金の額
第1級（常時介護を要する状態）	給付基礎日額×【 ① 】日
第2級（随時介護を要する状態）	給付基礎日額×【 ② 】日
第3級（状態として労働不能の状態）	給付基礎日額×【 ③ 】日

①313 ②277 ③245

[問題] 業務上の傷病に係る療養の開始後【 ① 】を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合には、労働基準法第19条第1項の規定の適用については、当該使用者は、それぞれ、当該【 ① 】を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなった日において、同法により【 ② 】を支払ったものとみなされる。

①3年 ②打切補償

[問題] 所轄労働基準監督署長は、業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかった労働者が療養開始後1年6カ月経過した日において治っていないときは、同日以後1カ月以内に、当該労働者から「傷病の状態等に関する届」に医師又は歯科医師の診断書等の傷病の状態の立証に関し必要な資料を添えて提出させるものとしている。

(○)

[問題] 業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後3年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合、労働基準法第19条の規定の適用については、当該使用者は、当該3年を経過した日において同法第81条の規定による打切補償を支払ったものとみなされる。(○)

法15条 障害補償給付 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	☆	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (H8)

 [条文]

障害補償給付は、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とする。

ポイント 法15条 障害補償給付

[問題] 障害補償給付は、厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とする。(○)

[問題] 障害補償年金は、業務上の傷病が治った場合において、当該労働者の身体に障害が残り、その障害の程度が障害等級第7級以上に該当するときに、支給される。

(○)

[問題] 障害給付を支給すべき身体障害の障害等級は、障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級と同じく、厚生労働省令で定める障害等級表に定めるところによる。(○)

[問題] 障害補償給付の支給額

障害補償年金		障害補償一時金	
第1級	給付基礎日額の【 ① 】日	第8級	給付基礎日額の【 ③ 】日
第2級	給付基礎日額の277日	第9級	給付基礎日額の391日
第3級	給付基礎日額の245日	第10級	給付基礎日額の302日
第4級	給付基礎日額の213日	第11級	給付基礎日額の223日
第5級	給付基礎日額の184日	第12級	給付基礎日額の156日
第6級	給付基礎日額の156日	第13級	給付基礎日額の101日
第7級	給付基礎日額の【 ② 】日	第14級	給付基礎日額の【 ④ 】日

①313 ②131 ③503 ④56

則14条2項～4項 障害等級の決定 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10.12.15) ☆：選択式 (H8)

 [条文]

(略)

ポイント

則14条2項～4項 障害等級の決定

[問題] 準用とは、障害等級表に掲げるもの以外の身体障害について、その障害の程度に応じ、障害等級表に掲げる身体障害に準じて、その等級を定めることをいう。(○)

[問題] 併合とは、同一業務災害により2以上の障害を残した場合に、重いほうの身体障害の該当する等級とすることをいう。(○)

〔問題〕併合繰上げとは、同一業務災害により2以上の身体障害を残し、かつ、【 ① 】級以上の障害が2つ以上あるときは、その障害等級に応じ【 ② 】の身体障害の等級を下記の通り繰り上げることをいう

(1) 【 ① 】級以上の等級に該当する障害が2つ以上ある場合には、重い方の等級を1級繰り上げる。

(2) 【 ③ 】級以上の等級に該当する障害が2つ以上ある場合には、重い方の等級を2級繰り上げる。

(3) 【 ④ 】級以上の等級に該当する障害が2つ以上ある場合には、重い方の等級を3級繰り上げる。

①13 ②重い方 ③8 ④ 5

〔問題〕同一業務災害により2以上の障害として、第3級及び第5級の2つの障害がある場合は、併合繰り上げで第1級の障害等級とする。(○)

〔問題〕同一業務災害により3以上の障害として、第6級、第8級及び第8級の3つの障害がある場合は、併合繰り上げで第4級の障害等級とする。(○)

〔問題〕同一業務災害により3以上の障害として、第8級、第12級及び第13級の3つの障害がある場合は、併合繰り上げで第7級の障害等級とする。(○)

〔問題〕障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級については、同一の業務災害により第5級以上に該当する身体障害が2以上残った場合は、第1級を上限として、重い方の身体障害の障害等級を3級だけ繰り上げた障害等級による。(○)

〔問題〕障害等級の併合繰り上げの例外として、第9級と第13級の場合、繰り上げの結果、等級は第8級になるが、給付額は、第8級の503日分の額ではなく、第9級と第13級の給付額を合算した492日分の額を支給することとする。(○)

則 14 条 加重障害 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H13) ☆：選択式 (—)

 [条文]

すでに身体障害のあった者が、新たな業務災害 (再発を含む) によって、同一の部位について障害の程度を重くした場合、これを加重といい、加重後の障害の状態により年金又は一時金を支給する。

ポイント 則 14 条 加重障害

[問題] 既に身体障害のあった者が、新たな業務災害 (再発は除く) により、負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を重くした場合を加重といい、加重後の障害の状態により年金又は一時金が支給される。

(×) 再発を含む。

[問題] 既存の身体障害は、業務上、業務外、先天性等に関係なく、労災保険法の障害等級表に照らして、障害補償給付の対象となる程度の身体障害であるか否かを判断する。

(○)

[問題] 加重の前後が年金あるいは一時金の場合は、それぞれ加重後の額から加重前の額を差し引いた差額を支給する。 (○)

法 15 条の 2 障害補償年金の改定 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 12. 13. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

障害補償年金を受ける労働者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合には、政府は、厚生労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償年金又は障害補償一時金を支給するものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

ポイント**法 15 条の 2 障害補償年金の改定**

[問題] 障害補償年金を受ける労働者の当該障害の程度に変更があったため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合には、政府は、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償年金又は障害補償一時金を支給するものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。(○)

[問題] 障害補償一時金又は障害一時金を受けた労働者の当該障害の程度に変更を生じ、障害等級第7級以上に該当するに至った場合には、新たに該当するに至った障害等級に応ずる障害補償年金又は障害年金が支給されることとなる。

(×) 障害(補償)一時金については、自然的変更の規定はない。

[問題] 障害補償年金を受ける者の障害の程度について自然的経過により変更があった場合には、新たに該当することとなった障害等級に応ずる障害補償給付が支給され、その後は、従前の障害補償年金は支給されない。(○)

[問題] 障害の原因となった負傷又は疾病が再発すれば、障害補償年金の受給権は消滅する。(○)

法附則 59 条 障害補償年金前払一時金 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★★	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H4. 5. 8. 10) ☆：選択式 (—)

 [条文]

政府は、当分の間、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存する場合における当該障害に関しては、傷害補償年金を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、傷害補償年金前払一時金を支給する。

ポイント 法附則 59 条 障害補償年金前払一時金

[問題] 政府は、当分の間、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存する場合における当該障害に関しては、【 ① 】を受ける権利を有する者に対し、その請求に基づき、保険給付として、障害補償年金前払一時金を支給する。

①障害補償年金

[問題] 障害（補償）年金前払一時金の額は、障害等級に応じて、下記の額から受給権者が選択した額とする。

障害等級	障害（補償）年金前払一時金の額
第1級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分、1,200日分又は【 ① 】日分
第2級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分又は【 ② 】日分
第3級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分又は【 ③ 】日分
第4級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分又は【 ④ 】日分
第5級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分又は【 ⑤ 】日分
第6級	給付基礎日額の200日分、400日分、600日分又は【 ⑥ 】日分
第7級	給付基礎日額の200日分、400日分又は【 ⑦ 】日分

①1,340 ②1,190 ③1,050 ④920 ⑤790 ⑥670 ⑦560

[問題] 障害補償年金又は障害年金を受ける権利を有する者は、当該年金の前払一時金の支給を受けることができ、所定の要件を満たす場合には、厚生労働省令で定める額を上限として、一定の期間の経過後に、同一の事由について、再度、前払一時金の支給を受けることができる。

(×) 一定の期間の経過後に再度、前払一時金の支給を受けることはできない。

[問題] 障害補償年金前払一時金の請求は、同一の事由に関し、1回に限り行うことができる。(○)

[問題] 障害補償年金前払一時金の請求は、障害補償年金の請求と同時にしなければならない。ただし、障害補償年金の支給の決定の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該障害補償年金を請求した後においても障害補償年金前払一時金を請求することができる。(○)

[問題] 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の障害に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。(○)

[問題] 障害補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。(○)

法附則 58 条 障害補償年金差額一時金 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	☆	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (H8)

 [条文]

政府は、当分の間、傷害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が障害等級に応じた障害補償年金前払一時金に係る最高限度額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

ポイント

法附則 58 条 障害補償年金差額一時金

[問題] 政府は、当分の間、【 ① 】を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が障害等級に応じた【 ② 】に係る最高限度額に満たないときは、その者の遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、その差額に相当する額の【 ③ 】を支給する。

①障害補償年金 ②障害補償年金前払一時金 ③障害補償年金差額一時金

[問題] 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序により、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。(○)

- (1) 労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 労働者の死亡の当時その者と生計を同じくしていなかった配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

[問題] 死亡労働者と生計を同じくしていなかった妻と、生計を同じくしていた兄が遺族であるときは、妻が障害（補償）年金差額一時金の受給権者となる。

(×) 妻ではなく兄が受給権者になる。

法12条の8 介護補償給付 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★★	—	★	★	★★	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 10. 12. 17.) ☆：選択式 (H19)

 [条文]

介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時を要する状態にあり、かつ、常時又は随時を受けているときに、当該介護を受けている間、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

 **ポイント** 法12条の8 介護補償給付

[問題] 介護補償給付は、【 ① 】又は【 ② 】を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する【 ① 】又は【 ② 】の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより、【 ③ 】を要する状態にあり、かつ、【 ③ 】を受けているときに、当該介護を受けている間、当該労働者に対し、その【 ④ 】に基づいて行う。

①障害補償年金 ②傷病補償年金 ③常時又は随時介護 ④請求

[問題] 介護補償給付は、下記に該当する場合には支給されない。(○)

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）
- ・ 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間
- ・ 病院又は診療所に入院している間

[問題] 介護補償給付又は介護給付は、障害補償年金若しくは障害年金又は傷病補償年金若しくは傷病年金を受ける権利を有する者が当該年金の支給事由である障害により常時又は随時介護を要する状態にある場合に支給される。

(×) 要件漏れ「かつ、常時又は随時介護を受けているとき」

[問題] 介護補償給付又は介護給付の支給の対象となる障害の状態は、障害等級又は傷病等級の第3級以上の障害である。

(×) 2級以上の障害

[問題] 介護補償給付を受けることができる要介護障害の程度については、厚生労働省令において「常時介護を要する状態」と「随時介護を要する状態」とに分けて定められている。(○)

[問題] 労働者が老人福祉法の規定による特別養護老人ホームに入所している間については、介護補償給付は支給されない。(○)

[問題] 介護補償給付は、月を単位として支給されるが、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。(○)

[問題] 介護補償給付の支給額（常時介護を要する場合の金額）

親族等による介護	介護費用の負担	最初の月	支給すべき事由が生じた翌月以後	
受けた日がない	費用負担あり	・実費 ・上限：【 ② 】円 ・最低保証額の仕組みなし		
受けた日がある	【 ① 】円以上を負担			【 ① 】円を支給
	【 ① 】円未満を負担	実費を支給		
	費用の負担なし	支給しない		

①57,110 ②105,130

[問題] 介護補償給付の支給額（随時介護を要する場合の金額）

親族等による介護	介護費用の負担	最初の月	支給すべき事由が生じた翌月以後	
受けた日がない	費用負担あり	・実費 ・上限：【 ② 】円 ・最低保証額の仕組みなし		
受けた日がある	【 ① 】円以上を負担			【 ① 】円を支給
	【 ① 】円未満を負担	実費を支給		
	費用の負担なし	支給しない		

①28,560 ②52,570

[問題] 介護補償給付に関しては、実費支給を基本としつつ、支給額については、上限額や最低保障の仕組みを設けている。(○)

[問題] 親族等による介護を受けながらも、介護としての費用の負担がなくても最初の月から一定額が保障されている。

(×) 最初の月に関しては、一定額の保障はない。

[問題] 介護補償給付の額は、常時介護を要する状態の被災労働者については、支給すべき事由が生じた月において介護に要する費用として支出された額が、労災保険法施行規則に定める額に満たない場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額である。(○) 最初の月に関しては、最低保障の仕組みではなく実費支給

[問題] 障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が介護補償給付を請求する場合における当該請求は、当該障害補償年金又は傷病補償年金の請求をした後に行わなければならない。

(×) 障害補償年金の請求と同時に又は請求した後、傷病補償年金は支給決定を受けた後に行わなければならない。

法16条 遺族補償給付 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H12. 13. 15. 17. 18. 19) ☆：選択式 (H19)

 [条文]

遺族補償給付は、遺族補償年金又は遺族補償一時金とする。

 **ポイント** 法16条 遺族補償給付

[問題] 遺族補償給付は、遺族補償年金又は遺族補償一時金とする。(○)

法16条の2 遺族補償年金の受給者の範囲 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	★★	—

★：択一式 (H7. 12. 13. 15. 17. 18. 19) ☆：選択式 (H19)

 [条文]

遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。

ただし、妻（事実上婚姻関係含む。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- (1) 夫（事実婚含む）、父母又は祖父母については、**60歳以上**であること。
 - (2) 子又は孫については、**18歳**に達する日以後の**最初の3月31日**までの間にあること。
 - (3) 兄弟姉妹については、**18歳**に達する日以後の**最初の3月31日**までの間にあること又は**60歳以上**であること。
 - (4) (1)～(3)の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、厚生労働省令で定める障害の状態にあること。
- ② 労働者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、(4)の規定の適用については、将来に向かって、その子は、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子とみなす。

③ 遺族補償年金を受けべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

ポイント**法 16 条の 2 遺族補償年金の受給者の範囲**

[問題] 遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の【 ① 】その収入によって【 ② 】していたものとする。ただし、妻（事実上婚姻関係含む）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時の年齢要件等による。

①死亡の当時 ②生計を維持

[問題] 遺族補償年金を受けることができる遺族（【 ① 】）の順位は、最先順位の者（【 ② 】）のみが支給を受けることができる。

①受給資格者 ②受給権者

[問題] 最先順位の受給権者が2人以上の場合には、最先順位の者全員が受給権者になり、受給権者の人数で等分される。（○）

[問題] 最先順位の者がその権利を失った場合は、次順位者が受給権者となり、受給資格者がいる限り支給される。これを転給という。（○）

[問題] 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位

順位	遺族	労働者の死亡当時の要件
1	配偶者	妻
		夫
2	子	【 ② 】までの間にあるか 又は 一定の障害の状態
3	父母	【 ① 】以上又は一定の障害の状態
4	孫	【 ② 】までの間にあるか 又は 一定の障害の状態
5	祖父母	【 ① 】以上又は一定の障害状態
6	兄弟姉妹	【 ② 】までの間にあるか 又は 【 ① 】以上又は一定の障害状態
7	夫	【 ③ 】 (若年支給停止者)
8	父母	
9	祖父母	
10	兄弟姉妹	

①60歳 ②18歳に達する日以後の最初の3月31日 ③55歳以上60歳未満

[問題] 遺族補償年金又は遺族年金の受給資格要件の一つである厚生労働省令で定める障害の状態は、身体に障害等級第3級以上に該当する障害がある状態又は傷病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態である。

(×) 障害等級第3級以上ではなく第5級以上

[問題] 傷病補償年金の受給者が当該傷病が原因で死亡した場合には、その死亡の当時その収入によって生計を維持していた妻は、遺族補償年金を受けることができる。(○)

[問題] 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順である。(○)

〔問題〕 遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族の要件としての「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた」ことが認められるためには、単に労働者と生計を一にしていただけでは足りず、労働者の収入によって消費生活の大部分を営んでいたことが必要である。

〔×〕 労働者の収入により生計の一部を営んでいた関係があれば、生計を維持として認定される。

〔問題〕 遺族補償年金又は遺族年金を受ける者に係る「労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと」の認定は、当該労働者との同居の事実の有無、当該労働者以外の扶養義務者の有無その他必要な事項を基礎として厚生労働省労働基準局長の定める基準によって行われる。(○)

〔問題〕 遺族補償給付又は遺族給付を受けることができる配偶者には「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」も含まれる。(○)

〔問題〕 上記の場合、婚姻の届出をしている配偶者が存在する場合には、届出による婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがなかった場合に限り、重婚的内縁関係にあった者が配偶者として遺族補償給付又は遺族給付を受けることができる。(○)

〔問題〕 遺族補償年金又は遺族年金を受けることができる遺族について、労働者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、その子は、将来に向かって、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたとみなされる。(○)

〔問題〕 上記の子が障害の状態で生まれた場合、生計維持のみ認められ、障害要件は認められない。(○)

〔問題〕 遺族補償給付又は遺族給付を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、遺族補償給付又は遺族給付の額は、労災保険法別表第1又は別表第2に規定する額をその人数で除して得た額となる。(○)

〔問題〕 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、原則として、そのうちの1人を、遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。(○)

法16条の3 遺族補償年金の額 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H4. 7. 9. 12. 15) ☆：選択式 (—)



[条文]

- ① 遺族補償年金の額は、別表第一に規定する額とする。
- ② 遺族補償年金を受ける権利を有する者が **2人以上**あるときは、遺族補償年金の額は、①の規定にかかわらず、別表第一に規定する額をその人数で除して得た額とする。
- ③ 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。
- ④ 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の(1)、(2)の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。
 (1) **55歳**に達したとき (別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。)
 (2) 別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき (55歳以上であるときを除く。)。

ポイント

法16条の3 遺族補償年金の額

[問題] 遺族補償年金の額は、別表第一に規定する額とする。 (○)

[問題] 別表第1 遺族 (補償) 年金の額

遺族の数	年金額
1人	・ 給付基礎日額の【 ① 】日分 ・ 55歳以上又は一定障害の状態にある妻の場合 ⇒ 給付基礎日額の【 ② 】日分 (妻のみの)
2人	給付基礎日額の【 ③ 】日分
3人	給付基礎日額の【 ④ 】日分
4人以上	給付基礎日額の【 ⑤ 】日分

①153 ②175 ③201 ④223 ⑤245

[問題] 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、別表第一に規定する額をその人数で除して得た額とする。 (○)

[問題] 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月から、遺族補償年金の額を改定する。

(×) 増減を生じた月の翌月から

[問題] 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が下記に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

(1) 【 ① 】 歳に達したとき（別表第一の厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く）

(2) 厚生労働省令で定める障害の状態にある場合

①55

[問題] 遺族補償年金の額は、受給権者及びその受給権者と生計を同じくしている受給資格者の合計数で算定する。

(×) 若年支給停止者は除いて算定する。

[問題] 受給権者が2人以上あるときは、それぞれの受給権者が生計を同じくする受給資格者の数にかかわらず、受給権者の数で等分した額がそれぞれの受給権者に支給される。

(○)

法附則 60 条 遺族補償年金前払一時金 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	☆	—	—	—

★：択一式 (H4. 6. 9. 18) ☆：選択式 (—)

 [条文]

政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に関しては、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

ポイント

法附則 60 条 遺族補償年金前払一時金

[問題] 政府は、当分の間、労働者が業務上の事由により死亡した場合における当該死亡に関しては、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対し、その請求に基づき、保険給付として、遺族補償年金前払一時金を支給する。(○)

[問題] 遺族補償年金前払一時金の額は、給付基礎日額の1,000日分に相当する額を限度として200日分、400日分、600日分、800日分、1,000日分の額のうち受給権者が選択する額とする。(○)

[問題] 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。(○)

[問題] 遺族補償年金前払一時金は、55歳以上60歳未満の若年支給停止対象者であっても請求することができる。(○)

[問題] 遺族補償年金前払一時金の支給を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

(×) 2年

[問題] 遺族補償年金前払一時金の請求は、原則として同一事由について、1回限りであり、遺族補償年金の請求と同時にに行わなければならない。(○)

[問題] 例外として、遺族補償年金の支給決定の通知のあった日の翌日から起算して2年を経過する日までの間は、当該遺族補償年金を請求した後においても遺族補償年金前払一時金を請求することができる。

(×) 1年を経過する日までの間

法16条の5 遺族補償年金の支給停止 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H6. 11. 13. 17. 18.) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が **1年以上**明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、**同順位者**があるときは**同順位者**の、**同順位者**がないときは**次順位者**の申請によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、**同順位者**がないときは、その間、**次順位者**を先順位者とする。
- ② ①の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

 **ポイント** 16条の5 遺族補償年金の支給停止

[問題] 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が【 ① 】以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によって、その【 ② 】、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

①1年 ②所在が明らかでない間

[問題] 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。(○)

[問題] 支給停止期間は、所在不明時にさかのぼって、その月から支給が停止される。

(×) その月の翌月から支給が停止

[問題] 支給停止の解除があった際は、解除の申請があった月から支給が再開される。

(×) 解除の申請があった月の翌月から支給が再開

法16条の4 遺族補償年金の失権 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	★	—	—	—	—	★★	—

★：択一式 (H6. 7. 8. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 婚姻（事実婚含む。）
- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき。
- (4) 離縁によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき。
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、**18歳**に達した日以後の**最初の3月31日**が終了したとき（労働者の死亡の時から引き続き厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く。）。
- (6) 厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（夫、父母又は祖父母については、労働者の死亡の当時**60歳以上**であったとき、子又は孫については、**18歳**に達する日以後の**最初の3月31日**までの間にあるとき、兄弟姉妹については、**18歳**に達する日以後の**最初の3月31日**までの間にあるか又は労働者の死亡の当時**60歳以上**であったときを除く。）。

ポイント**法 16 条の 4 遺族補償年金の失権**

〔問題〕 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が下記の一に該当するに至ったときは、消滅する。この場合において、【 ① 】がなくて後順位者があるときは、【 ② 】に遺族補償年金を支給する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしたとき
- (3) 【 ③ 】（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき
- (4) 【 ④ 】によって、死亡した労働者との親族関係が終了したとき
- (5) 子、孫又は兄弟姉妹については、【 ⑤ 】歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき（労働者の死亡の時から厚生労働省令で定める障害の状態にあるときを除く）
- (6) 厚生労働省令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったとき（年齢要件に該当するときを除く）

①同順位者 ②次順位者 ③直系血族又は直系姻族以外の者の養子 ④離縁

⑤18

〔問題〕 受給権者が一度失権しても、再度要件に該当した場合は、再び受給権者となることができる。

(×) 再び受給権者となることはできない。

〔問題〕 遺族である妻が再婚（婚姻）し遺族補償年金を失権しても、再度離婚したら、受給権は復権する。

(×) 復権しない。

法16条の6他 遺族補償一時金の支給要件及び支給額 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	★	—	—	★★	—

★：択一式 (H9. 10. 13. 15. 17. 18. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。
- (1) 労働者の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき
 - (2) 労働者の死亡当時、遺族補償年金の受給資格者となる遺族はいたが、遺族補償年金の受給後、失権し、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該労働者の死亡に関し支給された遺族補償年金の額の合計額が給付基礎日額の **1,000日分**に満たないとき。

ポイント 法16条の6他 遺族補償一時金の支給要件及び支給額

[問題] 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

遺族補償一時金が支給される場合	一時金の額
①労働者の死亡当時、遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合	給付基礎日額の【 ① 】日分
②遺族補償年金の受給権者が失権した場合に、他に遺族補償年金の受給資格者がなく、かつ、既に【 ② 】および【 ③ 】の額の合計額が給付基礎日額の【 ① 】日分に満たないとき	給付基礎日額の【 ① 】日分から既に支給された【 ② 】および【 ③ 】の額の合計額との差額

①1,000 ②遺族補償年金 ③遺族補償年金前払一時金

[問題] 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (○)
- (1) 配偶者
 - (2) 労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母
 - (3) 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

[問題] 遺族補償一時金を受けることができる遺族のうち、配偶者及び兄弟姉妹は生計維持要件不要である。(○)

[問題] 遺族補償一時金は、労働者の死亡当時の生計維持の有無にかかわらず、配偶者が最先順位者となり、兄弟姉妹が最後の順位者になる。(○)

法 16 条の 9 遺族補償給付の受給資格の欠格 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	★	—	★	—	★	—	—

★：択一式 (H5. 12. 17) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 労働者を故意に死亡させた者は、遺族補償給付を受けることができる遺族としない。
- ② 労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。
- ③ 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。
労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。
- ④ 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

ポイント

法 16 条の 9 遺族補償給付の受給資格の欠格

[問題] 労働者を故意に死亡させた者は、遺族補償給付を受けることができる遺族としない。(○)

[問題] 労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。(○)

[問題] 労働者の死亡前に、当該労働者の死亡により遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に又は過失によって死亡させた者は、遺族補償年金を受けるべき遺族としない。

(×) 単なる過失の場合は該当しない。

法 17 条 葬祭料 (一)

(出題傾向)

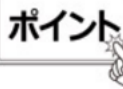
H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H7. 10. 12. 17. 18) ☆：選択式 (一)



[条文]

葬祭料は、通常葬祭に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額とする。



ポイント 法 17 条 葬祭料

[問題] 労働者が業務上の事由により死亡したときは、葬祭に要する費用を補償するため、葬祭を行う者に対し、その請求に基づき支給される。(○)

[問題] 葬祭料は、通常葬祭に要する費用を考慮して厚生労働大臣が定める金額とする。(○)

[問題] 葬祭料の金額は、下記のいずれか低い額とする。

① 315,000円 + 給付基礎日額 × 30日分

② 給付基礎日額 × 60日分

(×) いずれか高い額

[問題] 葬祭を行う遺族がいらないような場合、事業主等が葬祭を行っても葬祭料は支給されない。

(×) 葬祭料は支給される。

法 21 条 通勤災害に関する保険給付の種類 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



[条文]

通勤災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- ① 療養給付 ② 休業給付 ③ 障害給付 ④ 遺族給付
- ⑤ 葬祭給付 ⑥ 傷病年金 ⑦ 介護給付

ポイント 法 21 条 通勤災害に関する保険給付の種類

[問題] 通勤災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。(○)

- ①療養給付 ②休業給付 ③障害給付 ④遺族給付 ⑤葬祭給付 ⑥傷病年金
- ⑦介護給付

法 22 条 療養給付 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H13. 14. 15. 17. 19) ☆：選択式 (H18)



[条文]

療養給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病（厚生労働省令で定めるものに限る。）にかかった場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

ポイント 法 22 条 療養給付

[問題] 療養給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病（厚生労働省令で定めるものに限る。）にかかった場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。(○)

[問題] 疾病の範囲は、業務上の疾病の範囲を定める厚生労働省令の規定が準用されているわけではない。(○)

法 31 条の 2 一部負担金 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★★	★	—	★	—	★

★：択一式 (H12. 14. 17. 19) ☆：選択式 (H9)

 [条文]

政府は、療養給付を受ける労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）から、**200円**を超えない範囲内で厚生労働省令で定める額を一部負担金として徴収する。

 **ポイント** 法 21 条の 2 一部負担金

[問題] 政府は、療養給付を受ける労働者（厚生労働省令で定める者を除く。）から、【 ① 】円を超えない範囲内で厚生労働省令で定める額を一部負担金として徴収する。

①200

[問題] 上記例外として、健康保険法による日雇特例被保険者に対する一部負担金の額は100円とする。(○)

[問題] 一部負担金の徴収は、納付義務者である労働者に支払うべき休業給付の額から、これに相当する額を控除することにより行うことができる。(○)

[問題] 下記のいずれかに該当する者からは、一部負担金は徴収しないものとする。

- (1) 第三者行為によって生じた事故により療養給付を受ける者
- (2) 療養の開始後【 ① 】日以内に死亡した者その他【 ② 】を受けない者
- (3) 同一の通勤災害に係る【 ③ 】についてすでに一部負担金を納付した者

①3 ②休業給付 ③療養給付

[問題] 療養給付を受ける労働者は、一部負担金を徴収されることがある。(○)

法 22 条の 2 休業給付 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H15) ☆：選択式 (—)

 [条文]

休業給付は、労働者が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

 **ポイント** 法 22 条の 2 休業給付

[問題] 休業給付は、労働者が通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

(○)

[問題] 休業給付の支給は、休業補償給付と同様に、労働することができないため賃金を受けない日の第 4 日目から支給される。(○)

[問題] 休業給付が行われない 3 日間について、事業主は労働基準法の規定する休業補償を支給する義務がある。

(×) 支給する義務はない。

法 23 条 傷病年金（一）

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（一） ☆：選択式（一）



[条文]

(略)

ポイント

法 23 条 傷病年金

[問題] 傷病年金は、通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後【 ① 】を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと
- (2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当すること

①1年6カ月

法 22 条の 3 障害給付（★）

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式（H11） ☆：選択式（一）



[条文]

障害給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、なおったとき身体に障害が存する場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。

ポイント

法 22 条の 3 障害給付

[問題] 障害給付は、労働者が通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき身体に障害が存する場合に、当該労働者に対し、その請求に基づいて行なう。（○）

[問題] 障害給付は、第十五条第一項の厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害年金又は障害一時金とする。（○）

法 24 条 介護給付 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

 [条文]

介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

- (1) 障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）
- (2) 厚生労働大臣が定める施設に入所している間
- (3) 病院又は診療所入院している間



法 24 条 介護給付

[問題] 介護給付は、【 ① 】又は【 ② 】を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であって、厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定する障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）
- ・ 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間
- ・ 病院又は診療所入院している間

①障害年金 ②傷病年金

法 22 条の 4 遺族給付 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

 [条文]

- ① 遺族給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、当該労働者の遺族に対し、その請求に基づいて行なう。
- ② 遺族給付は、遺族年金又は遺族一時金とする。

 **ポイント** 法 22 条の 4 遺族給付

[問題] 遺族給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、当該労働者の遺族に対し、その請求に基づいて行なう。(○)

[問題] 遺族給付は、遺族年金又は遺族一時金とする。(○)

法 22 条の 5 葬祭給付 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

 [条文]

- 葬祭給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて行なう。

 **ポイント** 法 22 条の 5 葬祭給付

[問題] 葬祭給付は、労働者が通勤により死亡した場合に、葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて行なう。(○)

法 26 条 1 項 二次健康診断等給付 支給要件 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	★	—	★★	—	—	—	—

★：択一式 (H14. 15. 17. 19) ☆：選択式 (H14)

 [条文]

二次健康診断等給付は、労働安全衛生法の規定による一次健康診断において、**血压検査**、**血液検査**その他業務上の事由による**脳血管疾患**及び**心臓疾患**の発生にかかわる身体の状態に関する検査であって、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも**異常の所見**があると診断されたときに、当該労働者（当該一次健康診断の結果その他の事情により既に**脳血管疾患**又は**心臓疾患**の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その請求に基づいて行う。

ポイント

法 26 条 1 項 二次健康診断等給付 支給要件

【問題】二次健康診断等給付は、労働安全衛生法の規定による一次健康診断等のうち、直近のもの（【 ① 】）において、**血压検査**、**血液検査**その他業務上の事由による

【 ② 】及び【 ③ 】の発生にかかわる身体の状態に関する検査であって、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がその【 ④ 】にも【 ⑤ 】があると診断されたときに、当該労働者（当該【 ① 】の結果その他の事情により既に【 ② 】又は【 ③ 】の症状を有すると認められるものを除く。）に対し、その【 ⑥ 】に基づいて行う。

①一次健康診断 ②脳血管疾患 ③心臓疾患 ④いずれの項目 ⑤異常の所見
⑥請求

【問題】二次健康診断等給付は、一次健康診断の結果において、次の4つのいずれかの検査について異常があると診断された場合に、二次健康診断等給付の支給対象になる。

（ただし、労災保険制度に特別加入している者及び既に脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有している者除く）

- ①血压の測定
- ②血中脂質検査
- ③胸囲の検査又はBMI（肥満度）の測定
- ④血糖検査

（×）4つのすべての検査について異常があると診断された場合に二次健康診断等給付の支給対象になる。

〔問題〕 二次健康診断等給付は、社会復帰促進等事業として設置された病院若しくは診療所又は都道府県労働局長の指定する病院若しくは診療所（健診給付病院等）において、現物給付により行う。（○）

〔問題〕 二次健康診断等給付には、二次健康診断と特定保健指導とがある。（○）

〔問題〕 二次健康診断の給付の範囲は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査であって厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断（1年度につき1回限定）をいう。（○）

〔問題〕 特定保健指導の給付の範囲は、二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るため、面接により行われる医師による保健指導（二次健康診断ごとに一回限定）をいう。

（×）医師又は保健師

〔問題〕 特別加入者については、労働安全衛生法の適用がなく、定期健康診断等の適用対象外であるため、二次健康診断等給付は行わない。（○）

〔問題〕 二次健康診断等給付を受けようとする者は、必要事項を記載した請求書を、直接、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（×）二次健康診断等給付を受けようとする健診給付病院等を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

〔問題〕 二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断を受けた日から【 ① 】以内に行わなければならない。ただし、天災その他請求をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

①3カ月

〔問題〕 二次健康診断を受けた労働者から当該二次健康診断の実施の日から【 ① 】を超えない期間内に当該二次健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた事業者は、二次健康診断の結果（当該二次健康診断の項目に【 ② 】があると診断された労働者に係るものに限る）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、

【 ③ 】を聴かななければならない。

①3カ月 ②異常の所見 ③医師の意見

[問題] 二次健康診断の結果についての医師からの意見聴取は、労働者から二次健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から3カ月以内に行わなければならない。

(×) 2カ月

法9条 年金の支給期間等 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★	—	—	★	—	—

★：択一式 (H5. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。
- ② 年金たる保険給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。
- ③ 年金たる保険給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる保険給付は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

ポイント 法9条 年金の支給期間等

[問題] 年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月から始められ、支給を受ける権利が消滅した月で終了する。

(×) 支給すべき事由が生じた月の翌月から始まる。

[問題] 年金たる保険給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給されない。(○)

[問題] 年金たる保険給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に分けて、それぞれその前月分までが支払われる。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる保険給付は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

(○)

[問題] 年金たる保険給付は、前月までの2カ月分を偶数月に支給するのが原則とするが、受給権が消滅した場合は、奇数月に支払われることもある。(○)

法10条 死亡の推定 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	★	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H5.16) ☆：選択式 (—)

 [条文]

船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその船舶に乗っていた労働者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった労働者の生死が3カ月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が3カ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は労働者が行方不明となった日に、当該労働者は、死亡したものと推定する。

航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際現にその航空機に乗っていた労働者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中行方不明となった労働者の生死が3カ月間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が3カ月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

 **ポイント** 法10条 死亡の推定

[問題] 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは【 ① 】となった際、現にその船舶に乗っていた労働者若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に【 ① 】となった労働者の生死が【 ② 】間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が【 ② 】以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは【 ① 】となった日又は労働者が【 ① 】となった日に、当該労働者は、死亡したものと【 ③ 】。

①行方不明 ②3カ月 ③推定する

[問題] 航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となった際、現にその航空機に乗っていた労働者若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中行方不明となった労働者の生死が【 ① 】間わからない場合又はこれらの労働者の死亡が【 ① 】以内に明らかとなり、かつ、その【 ② 】がわからない場合にも、同様とする。

①3カ月 ②死亡の時期

法11条 未支給の保険給付 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 12. 15. 16. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 労働者災害補償保険法に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（事実婚含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。
- ② ①の場合において、死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

 **ポイント** 法11条 未支給の保険給付

[問題] 労災保険法に基づく保険給付を受ける権利を有する者が【 ① 】した場合において、その【 ① 】した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の【 ② 】その者と【 ③ 】していたもの（遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、【 ④ 】で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

①死亡 ②死亡の当時 ③生計を同じく ④自己の名

[問題] 労災保険における未支給のすべての保険給付を受けるべき者の順位は、死亡当時、生計を同じくしていた配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とする。

(×) 遺族（補償）年金に関する未支給の保険給付は、遺族（補償）年金を受けることができる他の遺族（最先順位者）になる。

[問題] 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。 (○)

[問題] 未支給の保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき未支給の保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の相続人が、その未支給の保険給付の請求権者となる。(○)

法12条 年金の内払い (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H16.19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後に支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。

年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

ポイント 法12条 年金の内払い

[問題] 年金たる保険給付の【 ① 】すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後に支払うべき年金たる保険給付の【 ② 】。

年金たる保険給付を【 ③ 】して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として【 ③ 】しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該【 ③ 】すべきであった部分についても、同様とする。

①支給を停止 ②内払とみなすことができる ③減額

[問題] 年金の内払いは、労災保険の制度内で行われ、国民年金や厚生年金等の制度との間では行われない。(○)

法12条2項・3項 異なる保険給付間の調整 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H16.19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

② 同一の傷病に関し、年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。「乙年金」）を受ける権利を有する労働者が他の年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。「甲年金」）を受ける権利を有することとなり、かつ、乙年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として乙年金が支払われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

同一の傷病に関し、年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。）を受ける権利を有する労働者が休業補償給付若しくは休業給付又は障害補償一時金若しくは障害一時金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付が支払われたときも、同様とする。

③ 同一の傷病に関し、休業補償給付又は休業給付を受けている労働者が障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金を受ける権利を有することとなり、かつ、休業補償給付又は休業給付を行わないこととなった場合において、その後も休業補償給付又は休業給付が支払われたときは、その支払われた休業補償給付又は休業給付は、当該障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金の内払とみなす。

ポイント 法12条2項・3項 異なる保険給付間の調整

【問題】 【 ① 】 に関し、年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。以下この項において「乙年金」）を受ける権利を有する労働者が他の年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。以下この項において「甲年金」）を受ける権利を有することとなり、かつ、乙年金を受ける権利が 【 ② 】 した場合において、その 【 ② 】 した月の翌月以後の分として乙年金が支払われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

①同一の傷病 ②消滅

〔問題〕【 ① 】に関し、年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金を除く。）を受ける権利を有する労働者が休業補償給付若しくは休業給付又は障害補償一時金若しくは障害一時金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該年金たる保険給付を受ける権利が【 ② 】した場合において、その【 ② 】した月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付が支払われたときも、同様とする。

①同一の傷病 ②消滅

〔問題〕同一の傷病に関し、【 ① 】を受けている労働者が障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金を受ける権利を有することとなり、かつ、

【 ① 】を行わないこととなった場合において、その後も【 ① 】が支払われたときは、その支払われた【 ① 】は、当該障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金の内払とみなす。

①休業補償給付又は休業給付

〔問題〕労災年金の額と同一の事由により厚生年金又は国民年金が支給される場合における労災年金の額は、給付基礎日額に所定の日数分を乗じて得た額から、厚生年金が支給される場合にあっては厚生年金の額のうち基礎年金に相当する額の2分の1に相当する額を減じて得た額とされ、国民年金が支給される場合にあっては国民年金の額の3分の1に相当する額を減じて得た額とされる。

(×) 乗じて得た額に政令で定める一定率(0.73~0.88)を乗じて減額した額になる。

〔問題〕労災年金と同一の事由により厚生年金又は国民年金が支給される場合における労災年金の額は、給付基礎日額に所定の日数分を乗じて得た額に政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回るときは当該政令で定める額）とされる。（○）

法12条の2 過誤払いによる返還金債権への充当 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H15) ☆：選択式 (—)



[条文]

年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（「返還金債権」）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。



ポイント 法12条の2 過誤払いによる返還金債権への充当

[問題] 年金たる保険給付を受ける権利を有する者が【 ① 】したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の【 ② 】が行われた場合において、当該【 ② 】による返還金に係る債権（【 ③ 】）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険給付の支払金の金額を当該【 ② 】による【 ③ 】の金額に【 ④ 】することができる。

①死亡 ②過誤払 ③返還金債権 ④充当

[問題] 年金たる保険給付を受ける権利を有する者が死亡したが、死亡した月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合、当該過誤払による返還金に係る債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき保険給付があるときは、当該保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

(○)

法12条の2の2 支給制限 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	—	—	—	—	★★	—	☆	—

★：択一式 (H7. 13. 15. 17) ☆：選択式 (H12. 15)

 [条文]

- ① 労働者が、**故意に**負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。
- ② 労働者が**故意の犯罪行為**若しくは**重大な過失**により、又は**正当な理由がなくて療養に関する指示に従わない**ことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

ポイント 法12条の2の2 支給制限

[問題] 労働者が、【 ① 】に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその【 ② 】となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。

①**故意** ②**直接の原因**

[問題] 結果の発生を意図した故意によって事故を発生させたときは、業務外として取り扱い労災保険の対象外とする。(○)

[問題] 上記の場合、結果の発生を容認していても業務との因果関係が認められた場合は、故意による事故とは判断されずに業務上の災害として取り扱われる。(○)

[問題] 業務上の精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で自殺が行われたと認められる場合は、結果の発生を意図した故意には該当しない。(○)

[問題] 業務遂行中の災害であっても、労働者が故意に自らの負傷を生じさせたときは、政府は保険給付を行わない。(○)

[問題] 業務遂行性が認められる災害であっても、労働者が故意に自らの死亡の直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は保険給付を行わない。(○)

[問題] 二次健康診断等給付は、支給制限の対象である。

(×) 支給制限の対象ではない。

[問題] 労働者が【 ① 】若しくは【 ② 】により、又は正当な理由がなくて【 ③ 】に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の【 ④ 】を行わないことができる。

①故意の犯罪行為 ②重大な過失 ③療養に関する指示 ④全部又は一部

[問題] 業務起因性の認められる負傷であっても、被災した労働者が正当な理由なく療養に関する指示に従わないことにより負傷の回復を妨げた場合は、政府は保険給付の全部を行わないことができる。

(×) 全部又は一部を

[問題] 業務遂行性が認められる災害であっても、労働者が故意の犯罪行為により自らの死亡を生じさせた場合は、政府は保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

(○)

[問題] 労働者がその過失により負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせた場合、政府は保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

(×) 単なる過失の場合は、保険給付の支給制限はない。重大な過失の場合に、支給制限される。

[問題] 労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたものであるときは、政府は、介護補償給付又は介護給付の全部又は一部を行わないことができる。

(×) 介護補償給付又は介護給付は、支給制限の対象外。

[問題]

制限事由	制限内容
故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせたとき	休業（補償）給付、傷病（補償）年金、障害（補償）給付については、支給事由の存する期間、保険給付の都度、所定給付額の【 ① 】%相当額を減額して支給する。 （年金たる保険給付については、療養開始後【 ② 】年以内の間に支給事由が存する場合限定）
正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたとき	事案1件について ・休業（補償）給付の【 ③ 】日分 ・傷病（補償）年金の【 ④ 】相当額を減額して支給

①30 ②3 ③10 ④365分の10

法12条の3 不正受給者からの費用徴収 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	—	★	★	—	—

★：択一式 (H7. 9. 15. 16. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
- ② ①の場合において、事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

ポイント 法12条の3 不正受給者からの費用徴収

[問題] 偽りその他【 ① 】により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の【 ② 】をその者から徴収することができる。

①不正の手段 ②全部又は一部

[問題] 上記の場合において、事業主が【 ① 】をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と【 ② 】して上記の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

①虚偽の報告又は証明 ②連帯

[問題] 費用徴収の対象となるのは、不正受給に係る部分だけではなく、保険給付の全部を対象とする。

(×) 不正受給に係る部分だけが対象

[問題] 不正の手段により労災保険に係る保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部をその者から徴収することができる。

(×) 全部又は一部をその者から徴収

〔問題〕 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者については、その保険給付に相当する金額の全部又は一部を政府によって徴収されるほか、労災保険法上の罰則が適用される。

(×) 労災保険法上の罰則の適用はない。

〔問題〕 事業主が、故意又は重大な過失によって労働保険料の納付を怠った期間中に生じた事故に関しては、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

(×) 保険給付の支給制限ではなく、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

〔問題〕 派遣労働者の不正受給について、派遣先事業主に対して、不正受給者からの費用徴収の適用はされない。(○)

〔問題〕 政府は、不正受給者又は事業主から費用徴収をする権利は、3年を経過したときは、時効により消滅する。

(×) 2年

〔問題〕 労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害が発生し、例えば遺族補償一時金が支払われた場合、事業主が「故意」に手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の100%が費用徴収される。(○)

〔問題〕 上記災害の発生が、労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから【 ① 】年を経過して、なお手続を行わない期間中である場合は、事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の【 ② 】%が費用徴収される。

①1 ② 40

〔問題〕 事業主が、労災保険の保険手続に関する指導を受けたにもかかわらず、その後10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合、「故意」と認定した上で、原則、費用徴収率を100%とする。(○)

〔問題〕 事業主が、労災保険の事故に係る事業に関し、加入勧奨を受けたにもかかわらず、その後10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合、「故意」と認定した上で、原則、費用徴収率を100%とする。(○)

[問題] 事業主が、労災保険の事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けておらず、保険関係が成立した日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していなかった場合、原則、「重大な過失」と認定した上で、費用徴収率を40%とする。
(○)

[問題] 労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない。(○)

法12条5 受給権の保護 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★	—	—	★	—	—	★	—	★

★：択一式 (H15.16) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。
 ② 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより独立行政法人福祉医療機構に担保に供する場合は、この限りでない。

ポイント 法12条5 受給権の保護

[問題] 保険給付を受ける権利は、労働者の【 ① 】によって変更されることはない。
 ①退職

[問題] 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより【 ① 】に担保に供する場合は、この限りでない。

①独立行政法人福祉医療機構

[問題] 保険給付を受ける権利は、他者に譲り渡すことができない。(○)

[問題] 保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。(○)

法12条の6 保険給付の非課税 (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	—	—	★	—	—	★	—	—

★：択一式 (H10.16) ☆：選択式 (—)

 [条文]

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として課することはできない。

 **ポイント** 法12条の6 保険給付の非課税

[問題] 労災保険給付として支給を受けた金品を標準として租税その他の公課を課することはできない。(○)

[問題] 特別支給金に関しては、非課税である。

(○) 保険給付ではないので保険給付の非課税の規定は適用されない。ただし、国税庁の取扱いとして特別支給金に対しても所得税は非課税扱い。

[問題] 労災保険に関する書類には印紙税が課される。

(×) 印紙税は課せられない。

法12条の7 保険給付に関する届出等 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

 [条文]

保険給付を受ける権利を有する者は、厚生労働省令で定めるところにより、政府に対して、保険給付に関し必要な厚生労働省令で定める事項を届け出、又は保険給付に関し必要な厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

ポイント**法 12 条の 7 保険給付に関する届出等**

[問題] 年金たる保険給付の受給権者の氏名及び住所に変更があった場合は、労災保険法施行規則第 21 条の 2 の規定により、10 日以内に、文書で所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

(×) 遅滞なく

[問題] 年金たる保険給付の受給権者に同一の事由により厚生年金保険法の障害厚生年金等又は厚生年金保険法の遺族厚生年金等が支給されることとなった場合、遅滞なく、文書で所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。(○)

[問題] 年金たる保険給付の受給権者に同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額に変更があった場合、遅滞なく、文書で所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。(○)

[問題] 年金たる保険給付の受給権者に、同一の事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等が支給されなくなった場合、遅滞なく、文書で所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。(○)

法12条の4 第三者の行為による事故 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★★	—	—	—	☆	—	—	☆	—	★★

★：択一式 (H6. 9. 11. 12. 14. 16. 18) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- ② ①の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

 **ポイント** 法12条の4 第三者の行為による事故

[問題] 労働者が使用者の不法行為により死亡し、その損害賠償請求権を取得した相続人が遺族補償年金の支給を受けることが確定したときは、損害賠償額を算定するにあたり、当該遺族補償年金の填補の対象となる損害は、特段の事情のない限り、不法行為の時に填補されたものと法的に評価して、損益相殺的な調整をすることが相当であるとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。(○) (判例)

[問題] 不法行為とは、ある者が他人の権利ないし利益を違法に侵害する行為であり、まその場合に加害者に対して被害者の損害を賠償すべき債務を負わせる法制度である。(用語の定義)

[問題] 労災保険による保険給付の原因となった事故が第三者の行為により惹起され、第三者が当該行為によって生じた損害につき賠償責任を負う場合、当該事故により被害を受けた労働者に過失があるため損害賠償額を定めるにつき、これを一定の割合で斟酌すべきときは、保険給付の原因となった事由と同一の事由による損害の賠償額を算定するには、当該損害の額から過失割合による減額をし、その残額から当該保険給付の価額を控除する方法によるのが相当である。(○) (判例)

[問題] 惹起(じゃっき)とは、事件や問題などを引き起こすことをいう。(用語の定義)

〔問題〕 政府が被災労働者に支給する特別支給金は、社会復帰促進等事業の一環として、被災労働者の療養生活の援護等によりその福祉の増進を図るために行われるものである。

(○)

〔問題〕 特別支給金は、被災労働者の損害を填補する性質を有するということはできず、したがって、被災労働者の受領した特別支給金を、使用者又は第三者が被災労働者に対し損害賠償すべき損害額から控除することはできない。

(○) (判例) 特別支給金は、損害賠償との調整の対象にはならない。

〔問題〕 労災保険法に基づく保険給付の原因となった事故が第三者の行為により惹起された場合において、被災労働者が、示談により当該第三者の負担する損害賠償債務を免除した場合、政府がその後労災保険給付を行えば、当該第三者に対し損害賠償を請求することができる。

(×) (判例) 請求することはできない。 (示談しているので、その後損害賠償をすることはできない。)

〔問題〕 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その【 ① 】で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の【 ② 】を取得する。(【 ③ 】)

①給付の価額の限度 ②請求権 ③求償

〔問題〕 上記の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その【 ① 】で保険給付をしないことができる。(【 ② 】)

①価額の限度 ②控除

〔問題〕 求償は、災害発生後【 ① 】年以内に支給すべき事由が生じた保険給付であり、災害発生後【 ① 】年以内に支払うべきものを限度としてその支払いの都度行われる。

①3

〔問題〕控除は、災害発生後【 ① 】年以内に支給すべき事由が生じた保険給付であり、災害発生後【 ① 】年以内に支払うべきものを限度としてその支払いの都度行われる。

①7

〔問題〕慰謝料や見舞金、香典等の名目で損害賠償を受けた場合は、保険給付との調整の対象となる損害賠償に該当する。

(×) 調整の対象ではない。

〔問題〕転給による受給権者が第三者から損害賠償を受けた場合には、その受けた損害賠償相当額を限度として年金の支給調整が行われる。(○)

〔問題〕第三者行為災害が示談により解決した場合は、下記のすべての要件を満たしているときは、原則として保険給付を行わない。

(1)その示談が【 ① 】に成立していること（錯誤や強迫がない）

(2)その示談の内容が受給権者の第三者に対して有する損害賠償請求権の【 ② 】を目的としていること

①真正 ②全部のてん補

〔問題〕保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じたときは、事業主は、その事実、第三者の氏名及び住所、被害の状況等を遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届出なければならない。

(×) 事業主ではなく、保険給付を受けるべき者の届出が必要

〔問題〕保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付をしたときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権はその給付の価額の限度で当然国に移転し、第三者が先に損害賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができると定め、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義務とが【 ① 】の関係にあり、同一の事由による損害の【 ② 】を認めるものではない趣旨を明らかにしているものである旨を判示している。

①相互補完 ②二重填補

法附則 64 条 1 項 民事損害賠償との調整 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	★★

★：択一式 (H9) ☆：選択式 (—)

 [条文]
(略)

 **ポイント** 法附則 64 条 1 項 民事損害賠償との調整

[問題] 労働者又はその遺族が障害（補償）年金若しくは遺族（補償）年金を受けるべき場合、【 ① 】について、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から民法その他の法律による【 ② 】（当該年金給付によっててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間、次に定めるところによるものとする。

(1)事業主は、当該年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（年【 ③ 】の法定利率を考慮した額）の限度で、その損害賠償の【 ④ 】をしないことができる。（【 ④ 】の猶予）

(2)損害賠償の履行が猶予されている場合、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときは、事業主は、当該年金給付又は前払一時金給付の額（年【 ③ 】の法定利率を考慮した額）となるべき額の限度で、その損害賠償の責めを免れる。（【 ⑤ 】）

①同一の事由 ②損害賠償 ③5分 ④履行 ⑤免責

[問題] 民事損害賠償の調整の対象となるのは、前払一時金を請求することができる障害（補償）年金又は遺族（補償）年金の受給権者だけである。（○）

[問題] 政府が被災労働者に対し労災保険法に基づく保険給付をしたときは、当該労働者の使用者に対する損害賠償請求権は、その保険給付と同一の事由については損害の填補がされたものとしてその給付の価額の限度において減縮する。（○）（判例）

[問題] 上記の場合、同一の事由の関係にあることを肯定できるのは、財産的損害のうちの消極損害（いわゆる逸失利益）のみであり、保険給付が消極損害の額を上回るとしても、当該超過分を、財産的損害のうちの積極損害（入院 雑費、付添看護費を含む。）及び精神的損害（慰謝料）を填補するものとして、これらとの関係で控除することは許されない。（○）（判例）

[問題] 逸失利益（消極損害）とは、もし事故に合わなければ、将来受給できるであろう利益（収入）等をいう。（用語の定義）

法附則 64 条 2 項 保険給付との調整 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★★	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H5. 8. 9. 14. 18) ☆：選択式 (—)

 [条文]
(略)

ポイント 法附則 64 条 2 項 保険給付との調整

[問題] 労働者又はその遺族が、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から【 ① 】を受けることができる場合であって、保険給付を受けるべきときに、同一の事由について、【 ① 】（当該保険給付によっててん補される損害をてん補する部分に限る。）を受けたときは、政府は、【 ② 】を経て厚生労働大臣が定める基準により、その【 ③ 】で、保険給付をしないことができる。

ただし、下記の(1)～(3)の保険給付については、支給調整は行わない。

(1)前払一時金給付の最高限度額（当該前払一時金給付の支給を受けたことがある者にあつては、当該支給を受けた額を控除した額）に相当する額に達するまでの間についての年金給付

(2)障害（補償）年金差額一時金及び遺族（補償）年金の失権後に支給される遺族（補償）一時金

(3)前払一時金給付

①損害賠償 ②労働政策審議会の議 ③価額の限度

[問題] 保険給付との調整は、下記のいずれか短い期間を限度に行う。

- ・【 ① 】年が経過するまでの期間
- ・就労可能年齢（原則 67 歳）を超えるに至ったときまでの期間


①9

法14条2項 社会保険との調整 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H6. 8. 12. 14. 18) ☆：選択式 (—)

 [条文]
(略)

ポイント 法14条2項 社会保険との調整

[問題] 同一の事由について国民年金の年金たる給付や厚生年金保険法の年金たる給付が支給される場合、労災保険の保険給付の額に政令で定める率を乗じて得た額が支給される。(○)

[問題] 障害厚生年金と障害補償年金を受け取る場合、障害厚生年金は全額支給され、障害補償年金は減額されて支給されることになる。(○)

[問題] 上記の場合、減額に当たっては、調整された障害補償年金の額と障害厚生年金の額の合計が、調整前の障害補償年金の額より低くならないように考慮されている。(○)

[問題] 労災保険の保険給付の額に乘じる政令で定める率

	厚生年金保険及び 国民年金	厚生年金保険	国民年金
傷病(補償)年金 休業(補償)給付	障害厚生年金及び 障害基礎年金 【 ① 】	障害厚生年金 0.86	障害基礎年金 【 ② 】
障害(補償)年金	障害厚生年金及び 障害基礎年金 【 ① 】	障害厚生年金 0.83	障害基礎年金 【 ② 】
遺族(補償)年金	遺族厚生年金及び 遺族基礎年金等 0.80	遺族厚生年金 0.84	遺族基礎年金又は 寡婦年金 【 ② 】

①0.73 ②0.88

[問題] 障害厚生年金を受け取っている者が、遺族補償年金を受け取る場合、調整が行われる。

(×) 調整は行われず、両方から支給される。

[問題] 休業（補償）給付について調整を行う場合、年金給付の額を $1/365$ で算定する。
(○)

[問題] 労災保険の一時金たる保険給付については、厚生年金保険等から同一の事由による保険給付が行われたとしても、支給調整は行われぬ。(○)

[問題] 障害（補償）年金の支給を受ける権利を有する者が、同一の事由について、厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることができるときは、障害手当金及び障害（補償）年金ともに支給調整は行われずに全額支給される。

(×) 障害手当金は不支給になり、障害（補償）年金は全額支給される。

法 29 条 社会復帰促進等事業 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	★	—	—	★	—	—	★★

★：択一式 (H7. 10. 11. 13. 17) ☆：選択式 (—)

 [条文]

政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

- (1) 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（「被災労働者」）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- (2) 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- (3) 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保を図るために必要な事業

 **ポイント** 法 29 条 社会復帰促進等事業

[問題] 社会復帰促進等事業は、業務災害を被った労働者に関する事業であり、通勤災害を被った労働者は対象とされていない。

(×) 通勤災害を被った労働者も対象になる。

〔問題〕政府は、労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、次の事業を行うことができる。

①療養に関する施設及び【 ① 】に関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な【 ② 】するために必要な事業

②被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他【 ③ 】を図るために必要な事業

③業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な実施の確保並びに【 ④ 】を図るために必要な事業

①リハビリテーション ②社会復帰を促進 ③被災労働者及びその遺族の援護

④賃金の支払の確保

〔問題〕社会復帰促進事業には、労災病院、リハビリテーション施設等の設置、運営、外科後処置、義肢補装具の支給、特定傷病治癒者に対するアフターケア等がある。（○）

〔問題〕外科後処置とは、傷病が治癒した後に行う義肢装着のための再手術等をいう。（○）

〔問題〕被災労働者等援護事業には、特別支給金の支給、労災就学等援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、年金受給権を担保とする小口資金の貸付等の事業がある。（○）

〔問題〕労災就学等援護費は、被災労働者又はその遺族等の学費の援助をする制度であり、在学者1人あたり年額13,000円～39,000円が支給される。

（×）年額ではなく月額支給

〔問題〕労災就労保育援護費は、被災労働者又はその遺族等の保育費の援助をする制度であり、要保育者1人あたり月額12,000円が支給される。（○）

〔問題〕安全衛生確保等事業には、労災防止策としての補助金の交付、未払賃金の立替払事業、健康診断施設の設置・運営、勤労者財産形成促進制度への助成等の事業がある。

（○）

[問題] 社会復帰促進等事業のうち、未払賃金の立替払事業は、独立行政法人労働者健康福祉機構が実施する。

(×) 独立行政法人労働者健康安全機構が実施する。

[問題] 政府は、社会復帰促進等事業の一部を独立行政法人労働者健康安全機構に、行わせるものとする。(○)

- ・労災病院の設置・運営
 - ・リハビリテーションセンターの設置・運営
 - ・健康診断施設の設置・運営
 - ・未払賃金の立替払事業 等
-

[問題] 政府は、社会復帰促進等事業のうち、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を、独立行政法人労働者健康安全機構に行わせる。(○)

[問題] アフターケアは、対象傷病に罹患した者に対して、症状固定後においても後遺症状が動揺する場合があること、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることから、必要に応じて予防その他の保健上の措置として診察、保健指導、検査などを実施するものである。(○)

[問題] アフターケアの対象傷病は、厚生労働省令によってせき髄損傷等 20 の傷病が定められている。(×) 「厚生労働省令」ではなく、「厚生労働省労働基準局長の通達」により定められている。

[問題] アフターケアを受けるためには、健康管理手帳が必要であり、新規にこの手帳の交付を受けるには、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に「健康管理手帳交付申請書」を提出することとされている。(○)

[問題] 社会復帰促進等事業のアフターケア制度の内容は、業務上の負傷等が治癒した後、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐため、労災指定医療機関でアフターケア（診察や保健指導、検査など）を無料で受診することができる制度である。(○)

[問題] アフターケアの対象傷病は、せき髄損傷、頸肩腕障害、腰痛、慢性肝炎、白内障等の眼疾患、振動障害、外傷による末梢神経損傷、炭鉱災害による一酸化炭素中毒、サリン中毒及び精神障害がある。(○)

[問題] アフターケアを受けようとする者は、その都度、実施医療機関等に健康管理手帳を提出し、アフターケアの実施に関する記録の記入を受けるものとされている。(○)

[問題] 健康管理手帳の交付は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が、アフターケアの対象予定者を所定の報告書により当該所轄署長の所在地を管轄する都道府県労働局長に報告し、所轄局長が当該報告に基づき対象者と認められる者に対して行うものである。(○)

[問題] アフターケアを受けようとする者が、健康管理手帳を紛失若しくは汚損し又は健康管理手帳のアフターケア記録欄に余白がなくなった場合は、所定の申請書により、所轄局長あてに健康管理手帳の再交付を申請し、所轄局長は、その申請に基づき、健康管理手帳を再交付する。(○)

[問題] 実施医療機関等は、アフターケアに要した費用を請求するときは、所定の方法により算定した毎月分の費用の額を所定の請求書に記載の上、当該実施医療機関等の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出する。(○)

特別支給金規則 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	★	★★	—	★★	—	—	—	★★	★★

★：択一式 (H6. 8. 10. 13. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)

 [条文]
(略)

ポイント 特別支給金規則

[問題] 労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使とはいえない。

(×) 公権力の行使といえる。(判例)

[問題] 上記の場合、被災労働者又はその遺族の権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものではない。

(×) 法的効果を有する。(判例)

〔問題〕 特別支給金は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。

(×) 行政処分に当たる。 (判例)

〔問題〕 特別支給金は、被災労働者や遺族に対して、保険給付の上乗せとして支給される見舞金、援護金等に位置するもので、【 ① 】と【 ② 】がある。

①特別支給金 ②ボーナス特別支給金

〔問題〕 特別支給金の支給事由、支給内容等に関しては、労働者災害補償保険特別支給金規則に定められている。(○)

〔問題〕 療養（補償）給付、介護（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）及び二次健康診断等給付対応する特別支給金の規定はない。(○)

〔問題〕 特別支給金の支給を受けようとする者は、申請書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。(○)

〔問題〕 特別支給金の支給申請期間は、5年以内である。

(×) 休業特別支給金に関しては2年以内。その他は5年以内である。

〔問題〕 特別支給金の申請は、原則として、保険給付の請求と同時に行わなければならない。(○)

〔問題〕 休業特別支給金は、労働者が業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第【 ① 】日目から当該労働者に対し、その【 ② 】に基づいて支給するものとし、その額は、1日につき休業給付基礎日額の【 ③ 】に相当する額とする。

①4 ②申請 ③100分の20

〔問題〕 傷病特別支給金は、傷病補償年金又は傷病年金の受給権者に対して【 ① 】に基づいて支給される一時金で、その額、傷病等級に応じて第1級【 ② 】万円、第2級107万円、第3級【 ③ 】万円である。

①申請 ②114 ③100

〔問題〕 傷病特別支給金及び傷病特別年金は、傷病（補償）年金と同様に、所轄労働基準監督署長の職権により支給決定される。

(×) 傷病特別支給金及び傷病特別年金は、労働者の申請により支給決定される。

[問題] 障害（補償）給付の支給要件に該当する労働者に対して、その申請に基づいて、障害等級に応じて第1級【 ① 】万円から第14級【 ② 】万円が支給される。

①342 ②8

[問題] 傷病特別支給金を受けた者が障害特別支給金を受けることとなった場合、当該障害特別支給金の額がすでに支給された傷病特別支給金の額を超えるときに限り、その差額を支給する。（○）

[問題] 労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合に、その遺族に対して、その申請に基づいて、遺族特別支給金【 ① 】万円が支給される。

①300

[問題] 遺族特別支給金を受けるべき同順位者の遺族が2人以上あるときは、300万円をその人数で除して得た額を支給するものとする。（○）

[問題] 特別支給金は、保険給付と異なるため、下記の規定は適用されない。（○）

- ・不正受給者からの費用徴収
- ・受給権の保護
- ・第三者行為災害の調整
- ・損害賠償との調整
- ・事業主からの費用徴収
- ・国民年金、厚生年金との併給調整
- ・不服申立て

[問題] 特別支給金は、保険給付ではないので、保険給付の非課税の規定は適用されないが、国税庁の取扱いとして特別支給金に対しても所得税は課税されない。（○）

ボーナス特別支給金（一）

（出題傾向）

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（一） ☆：選択式（一）



[条文]

(略)

ポイント

ボーナス特別支給金

[問題] ボーナス（賞与）などの3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金は、労災保険の保険給付に反映されないが、特別支給金のボーナス特別支給金として反映される。

(○)

[問題] 休業（補償）給付に対応するボーナス特別支給金はない。(○)

[問題] 特別加入者には、ボーナス特別支給金は支給されない。(○)

[問題] ボーナス特別支給金の支給額は、それぞれに应ずる保険給付の額の算定に用いる日数に、特別給与（賞与）の額を基礎として算定した【 ① 】を乗じて得た額とする。

①算定基礎日額

[問題] 算定基礎年額は、下記の(1)~(3)のいずれかの額のうち最も低い額とする。

- (1) 負傷又は発病の日以前1年間に、当該労働者に対して支払われた特別給与の総額
- (2) 「年金給付基礎日額×365」の【 ① 】相当額
- (3) 【 ② 】万円

①100分の20 ②150

[問題] 算定基礎日額は、算定基礎年額を365で除して得た額である。(○)

[問題] 算定基礎日額及び算定基礎年額に1円未満の端数が生じたときは、1年に切り上げることにする。(○)

法31条1項 事業主からの費用徴収 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	—	—	—	—	★☆	★★	—	—

★：択一式 (H9. 11. 12. 14. 17. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度又は船員法の規定による災害補償のうち労働基準法の規定による災害補償に相当する災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。

- (1) 事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届けを提出していない期間（政府が当該事業について認定決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
- (2) 事業主が一般保険料を納付しない期間（督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故
- (3) 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

ポイント 法31条1項 事業主からの費用徴収

[問題] 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故について保険給付を行ったときは、業務災害に関する保険給付にあつては【 ① 】の規定による災害補償の【 ② 】又は船員法の規定による災害補償のうち【 ① 】の規定による災害補償に相当する災害補償の【 ② 】で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を【 ③ 】とみなした場合に支給されるべき【 ③ 】に関する保険給付に相当する【 ① 】の規定による災害補償の【 ② 】で、その保険給付に要した費用に相当する金額の【 ④ 】を事業主から徴収することができる。

- (1) 事業主が【 ⑤ 】により労災保険に係る保険関係成立届をしていない期間（政府が当該事業について概算保険料の認定決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故
 - (2) 事業主が【 ⑥ 】を納付しない期間中に生じた事故
 - (3) 事業主が【 ⑤ 】により生じさせた業務災害の原因である事故
- ①労働基準法 ②価額の限度 ③業務災害 ④全部又は一部 ⑤故意又は重大な過失 ⑥一般保険料

〔問題〕 徴収金の額は厚生労働省労働基準局長が保険給付に要した費用、保険給付の種類、一般保険料の納入状況その他の事情を考慮して定める基準に従い、所轄労働基準監督署長が定めるものとする。

(×) 所轄都道府県労働局長が定めるものとする。

〔問題〕 労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害が発生し、例えば遺族補償一時金が支払われた場合、事業主が「故意」に手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額

【 ① 】%が費用徴収される。

①100

〔問題〕 上記災害の発生が、労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中である場合は、事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、支給された当該遺族補償一時金の額の【 ① 】%が費用徴収される。

①40

〔問題〕 事業主が、保険手続に関する指導を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合には、「故意」と認定した上で、原則、費用徴収率を100%とする。(○)

〔問題〕 事業主が、加入勧奨を受けたにもかかわらず、その後10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合、「故意」と認定した上で、原則、費用徴収率を100%とする。(○)

〔問題〕 保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けておらず、保険関係が成立した日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していなかった場合、原則、「重大な過失」と認定した上で、費用徴収率を40%とする。(○)

〔問題〕 事業主が、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けておらず、かつ、事業主が、その雇用する労働者について、取締役の地位にある等労働者性の判断が容易でない等のやむを得ない事情のために、労働者に該当しないと誤認し、労働保険徴収法第3条に規定する保険関係が成立した日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していなかった場合、その事業において、当該保険関係成立日から1年を経過した後に生じた事故については、「重大な過失」と認定しない。(○)

[問題] 事業主が、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けておらず、かつ、事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとっている場合には、事業主の重大な過失として認定しない。(○)

法 12 条の 3 不正受給者からの費用徴収 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H7. 9. 15. 16. 19) ☆：選択式 (—)

 [条文]

- ① 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
- ② ①の場合において、事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して①の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

ポイント 法 12 条の 3 不正受給者からの費用徴収

[問題] 【 ① 】により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の【 ② 】をその者から徴収することができる。
 ①偽りその他不正の手段 ②全部又は一部

[問題] 上記の場合、事業主が【 ① 】をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と【 ② 】して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
 ①虚偽の報告又は証明 ②連帯

[問題] 偽りその他不正な手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。(○)

[問題] 偽りその他不正の手段により労災保険の保険給付を受けた者がある場合において、その保険給付が事業主の虚偽の報告又は証明をしたために行われたものであるときは、保険給付を受けた者ではなく事業主が、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部を政府に返還しなければならない。

(×) 「保険給付を受けた者ではなく事業主が」ではなく、「事業主と保険給付を受けた者とが連帯して」である。

[問題] 不正の手段により労災保険に係る保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。(○)

法 30 条、32 条 保険料と国庫補助 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	★	—	—	—

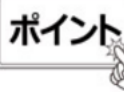
★：択一式 (H14. 11. 19) ☆：選択式 (—)



[条文]

第 30 条 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。

第 32 条 国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる。



ポイント 法 30 条・32 条 保険料と国庫補助

[問題] 労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、徴収法の定めるところによる。(○)

[問題] 国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる。(○)

法33条1号・2号 中小事業主等の特別加入（★）

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（H6.9） ☆：選択式（H11）

 [条文]

次の各号に掲げる者（(2)に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、特別加入の規定に定めるところによる。

- (1) 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（「特定事業」）の事業主で労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）
- (2) 前号の事業主が行う事業に従事する者

 **ポイント** 法33条1号・2号 中小事業主等の特別加入

[問題] 中小事業主の特別加入の制度は、労働者に関し成立している労災保険の保険関係を前提としている。

- (○) 労働者が労災に加入して初めて中小事業主等の特別加入が可能 （判例）

[問題] 上記の場合、当該保険関係上、中小事業主又はその代表者を労働者とみなすことにより、当該中小事業主又はその代表者に対する法の適用を可能とする制度である。

- (○) 判例

[問題] 労災保険は、業務の実態、災害の発生状況等に照らし、実質的に労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対し、労災保険の適用を及ぼそうとする趣旨から、中小事業主等に特別加入の制度を設けている。 (○)

[問題] 特別加入者に係る業務災害については、労働者の場合と異なり、業務の範囲等を確定することが通常困難であることから、その認定は、厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行われる。 (○)

[問題] 特別加入者に係る業務災害及び通勤災害については、労働者災害補償保険法施行規則に基づき厚生労働省労働基準局長が定める基準によって、その認定が行われる。

- (○)

〔問題〕 次の各号に掲げる者（②に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、特別加入の規定に定めるところによる。

(1)厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（【 ① 】）の事業主で

【 ② 】に労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）

(2)前号の事業主が行う事業に従事する者

①特定事業 ②労働保険事務組合

〔問題〕 特定事業とは

事業の種類	常時使用する労働者の数
【 ① 】	常時 50 人以下
卸売業・サービス業	常時【 ② 】人以下
その他の事業	常時 300 人以下

①金融業・保険業・不動産業・小売業 ②100

〔問題〕 特定事業とは

事業の種類	常時使用する労働者の数
金融業・保険業・不動産業・小売業	常時【 ② 】人以下
【 ① 】	常時 100 人以下
その他の事業	常時【 ③ 】人以下

①卸売業・サービス業 ②50 ③300

〔問題〕 事業主が行う事業に従事する者とは、労働者は含まれず、家族従事者や代表者以外の役員が該当する。（○）

〔問題〕 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する場合に限って、要件に該当する中小事業主等の特別加入は認められる。（○）

〔問題〕 特別加入をしようとする事業主が労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する時期は、必ず特別加入の申請前でなければならない。

（×）必ずしも特別加入の申請前である必要はなく、これと同時であってもよい。

〔問題〕 数次の請負による建設の事業の場合、保険関係が一括されて元請負人のみが事業主となるが、このような場合の下請負人も、特別加入制度においては事業主として扱うので特別加入の対象となる。（○）

[問題] 2以上の事業を行っている中小事業主が、これらすべての事業につき特別加入しようとするときは、それぞれの事業ごとに、それぞれの事業について成立している保険関係に基づいて、特別加入しなければならない。(○)

[問題] 特別加入制度において、個人貨物運送業者については通勤災害に関する保険給付は支給されない。(○)

[問題] 特別加入制度において、家内労働者については通勤災害に関する保険給付は支給されない。(○)

法 34 条 1 項・2 項 中小事業主等の特別加入の加入手続 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H6.9) ☆：選択式 (—)



[条文]

(略)

ポイント **法 34 条 1 項・2 項 中小事業主等の特別加入の加入手続**

[問題] 中小事業主が、当該中小事業主及び家族従事者等を【 ① 】して当該事業について成立する保険関係に基づきこの保険による【 ② 】に関する保険給付を受けることができる者とするにつき申請をし、政府の【 ③ 】を受けなければならない。

①包括 ②業務災害及び通勤災害 ③承認

[問題] 加入申請に際して、家族従事者の同意を得る必要がある。

(×) 同意を得る必要はない。

[問題] 家族従事者が加入を希望しても、中小事業主に加入申請の義務は生じない。

(○)

[問題] 申請書は、所轄労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に提出をする。(○)

[問題] 特別加入の承認は、申請日の翌日から起算して【 ① 】日以内の範囲内において申請者が希望する日とする。

①30

[問題] 特別加入の承認を得たら、保険関係及び社会復帰促進等事業の規定の適用については、中小事業主及び家族従事者等は、当該事業に使用される労働者とみなす。(○)

[問題] 特別加入者に係る休業補償給付は、業務上負傷し、又は疾病にかかり、その療養のため4日以上業務に従事することができない場合には、それによる所得喪失の有無にかかわらず、支給される。(○)

[問題] 特別加入者である中小事業主等の事故が特別加入保険料の滞納期間中に生じ、かつ、業務災害の原因である事故が当該中小事業主等の故意又は重大な過失によって生じたものである場合における保険給付の支給については、まず故意又は重大な過失に係る支給制限が行われ、さらに支給制限後の保険給付の残額について特別加入保険料の滞納に係る支給制限が行われる。(○)

[問題] 特別加入者の事故が当該特別加入に係る保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、滞納に係る保険料が完納された日の前日までに生じた事故に係る保険給付に対して、当該事故に係る保険給付の全部又は一部の支給を行わないことができる。(○)

[問題] 中小事業主及び一人親方等の特別加入者は、適用事業に使用される労働者とみなされ、労災保険のすべての保険給付が行われる。

(×) 二次健康診断等給付、ボーナス特別支給金は支給されない。合わせて一人親方等の特別加入者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して個人タクシー業者等には、通勤災害に関する保険給付は支給されない。

法33条3号～5号 一人親方等の特別加入 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★	—	—	☆	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

 [条文]

次の各号に掲げる者 (2)(3)に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害及び通勤災害に関しては、特別加入の規定に定めるところによる。

- (1) 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者事業 (一人親方等)
- (2) (1)の者が行う事業に従事する者 (家族従事者)
- (3) 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者 (特定作業従事者)

ポイント 法33条3号～5号 一人親方等の特別加入

[問題] 次の各号に掲げる者 (②、③)に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害及び通勤災害に関しては、特別加入の規定に定めるところによる。(○)

- ① 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者 (一人親方等)
- ② ①のものが行う事業に従事する者 (家族従事者)
- ③ 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者 (特定作業従事者)

[問題] 厚生労働省令で定める種類の事業」とは、下記のとおりである。(○)

- ・自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- ・漁船による水産動植物の採捕の事業
- ・林業の事業
- ・医薬品の配置販売の事業
- ・再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- ・船員法1条に規定する船員が行う事業

[問題] 厚生労働省令で定める種類の作業（特定作業）とは、下記のとおりである。

(○)

- ・農業（畜産及び養蚕の事業を含む）における作業のうち、一定の規模の事業場におけるもの（特定農作業）又は一定の種類 of 機械を使用するもの（指定農業機械作業）
- ・国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち、求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われるもの又は求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であって事業主又はその団体に委託されるもの
- ・家内労働者又はその補助者が行う作業のうち、危険な一定の機械器具を使用して行うもの又は有害な一定の化学物質を使用して行うもの
- ・労働組合等の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であって、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの
- ・介護関係業務に係る作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

[問題] 一人親方等の特別加入者のうち、漁船による水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者は、自宅から漁港までの移動が通勤とみなされ、通勤災害に関しても労災保険の適用を受けることができる。

(×) 通勤とはみなされず、通勤災害に関して労災保険の適用を受けることはできない。

[問題] 特別加入を認められた者は、労災保険法上は労働者とみなされ、すべての保険給付を受けることができる。

(×) 一部の一人親方等は、通勤災害に関する規定はない。

[問題] 一人親方等のうち、通勤災害に関する保険給付が受けられない者は、下記のとおりである。(○)

- ・個人タクシー業者
- ・個人貨物運送業者
- ・個人水産業者
- ・特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者
- ・家内労働者 等

〔問題〕 一人親方等の特別加入者のうち、①自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は漁船による水産動植物の採捕の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者及びこれらの者が行う事業に従事する者、②農業における所定の作業に従事する者、③家内労働法にいう家内労働者及びその補助者で所定の作業に従事するものは、通勤災害に関しては労災保険の保険給付を受けることができない。(○)

〔問題〕 一人親方等の【 ① 】又は特定作業従事者の【 ① 】が、その構成員及び家族従事者の【 ② 】（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の【 ③ 】を受けなければならない。

①団体 ②業務災害及び通勤災害 ③承認

〔問題〕 一人親方等の特別加入に係る保険給付及び社会復帰促進事業の規定の適用については、当該団体は適用事業及びその事業主とみなされ、構成員等は適用事業に使用される労働者とみなされる。(○)

〔問題〕 一人親方等の特別加入者の給付基礎日額は、当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行う事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮し、中小事業主等の場合に準じて、厚生労働大臣が定める額による。(○)

〔問題〕 事故が第2種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部または一部を行わないことができる。(○)

〔問題〕 一人親方等として特別加入した者は、同一の種類又は同一の種類^の作業に関しては、他の団体に重ねて特別加入をすることはできない。(○)

法33条6号・7号 海外派遣者の特別加入 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★★	★	—	—	★	—	★	—	—	—

★：択一式 (H7.9.10) ☆：選択 (—)

 [条文]

次に掲げる者の業務災害及び通勤災害に関しては、特別加入の規定に定めるところによる。

(6) 労災保険法の施行地外の地域のうち開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う団体が、当該団体の業務の実施のため、当該開発途上にある地域において行われる事業に従事させるために派遣する者

(7) 労災保険法の施行地内において事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う事業主が、この法律の施行地外の地域において行われる事業に従事させるために派遣する者（当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。）

 **ポイント** 法38条6号・7号 海外派遣者の特別加入

[問題] 海外派遣者の特別加入は、海外事業を行う団体又は事業主が、海外派遣者を日本国内において行う事業（事業の期間が予定される事業を含む）についての保険関係に基づき、この保険による業務災害及び通勤災害に関する保険給付を受けることができる者とするにつき申請をし、政府の承認を受けることが必要である。

(×) 事業の期間が予定される事業を除く。

[問題] 海外派遣者について、派遣先の海外の事業が厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業に該当する場合であっても、その事業の代表者は、労災保険の特別加入の対象とならない。

(×) 労災保険の特別加入の対象となる。

[問題] 海外で行われる事業が特定事業の場合には、事業主（代表者）として海外派遣される者も特別加入の対象になる。(○)

[問題] 日本に本社を有する企業であれば、その海外支店に直接採用された者についても、所轄都道府県労働局長に特別加入の申請をして承認を受けることによって、労災保険法が適用される。

(×) 特別加入者の資格を有することはできない。

[問題] 現地で採用された者は、たとえ日本に本社があっても、特別加入者としての資格を有する事はできない。(○)

[問題] 海外派遣者の給付基礎日額は、中小事業主等の場合に準じて、厚生労働大臣が定める額による。(○)

[問題] 事故が第3種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部を行わないことができる。

(×) 全部または一部を行わないことができる。

特別加入の効果 (全般)

ポイント

特別加入の効果 (全般)

[問題] 特別加入の業務上外の認定は、施行規則に基づき厚生労働省労働基準局長が定める基準により行われる。(○)

[問題] 中小事業主等の特別加入者の給付基礎日額は、当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮し、厚生労働大臣が定める額による。(○)

[問題] 具体的には、3,500円～25,000円(16区分)の範囲内で、特別加入者の希望に基づき、厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)が決定する。

(家内労働者およびその補助員については、2,000円、2,500円、3,000円) (○)

[問題] 特別加入者の給付基礎日額は、スライド制及び最低・最高限度額の適用を受ける。

(×) スライド制の適用は受けるが、最低・最高限度額の適用は受けない。

法 38 条 保険給付に関する不服申立て (★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	☆	★	★	—	—	—	—	—	☆

★：択一式 (H6.9.12) ☆：選択式 (H10)

 [条文]

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

 **ポイント** 法 38 条 保険給付に関する不服申立て

[問題] 保険給付に関する決定に不服のある者は、【 ① 】に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、【 ② 】に対して再審査請求をすることができる。
前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から【 ③ 】カ月を経過しても審査請求についての決定がないときは、【 ① 】が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

①労働者災害補償保険審査官 ②労働保険審査会 ③3

[問題] 事業主からの費用徴収に関する処分、不正受給者からの費用徴収に関する処分、特別加入の不承認に関する処分等に不服がある場合は、労働者災害補償保険審査官に審査請求をすることができる。

(×) 保険給付でないため審査請求不可

[問題] 労働者災害補償保険審査官は厚生労働大臣によって任命され、各都道府県労働局に置かれている。(○)

[問題] 審査請求は、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかった場合を除き、保険給付に関する決定があった日の翌日から起算して3月以内にしなければならない。

(×) 決定があったことを知った日

[問題] 再審査請求は、正当な理由によりこの期間内に再審査請求をすることができなかった場合を除き、審査請求に対する決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して3月以内にしなければならない。

(×) 2月

[問題] 審査請求及び再審査請求は、共に口頭又は文書で行うことができる。

(×) 再審査請求は、文書のみ

[問題] 審査請求及び再審査請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。(○)

[問題] 審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法の規定は、適用しない。

(○)

法40条 訴訟との関係 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H12) ☆：選択式 (—)

 [条文]

保険給付に関するものに決定に係る処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

 **ポイント** 法40条 訴訟との関係

[問題] 保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。(○)

[問題] 審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定に不服がある場合には、労働保険審査官の再審査請求の後でなければ裁判所に処分の取消し訴えを提起することができない。

(×) 労働者災害補償保険審査官の決定を経た後で提起することができる。

法41条 保険給付以外の処分についての不服申立て (—)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

 [条文]
(略)

 **ポイント** 法41条 保険給付以外の処分についての不服申立て

[問題] 保険給付に関する処分の決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができる。

(×) 保険給付に関する処分の決定以外について不服がある場合は、行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができる。

[問題] 事業主からの費用徴収に関する処分、不正受給者からの費用徴収に関する処分、特別加入の不承認に関する処分等に不服がある場合は、労働者災害補償保険審査官に審査請求をすることができる。

(×) 行政不服審査法により厚生労働大臣に対して審査請求を行うことができる。

[問題] 上記の不服がある場合、厚生労働大臣に対して審査請求をすることなく直接裁判所に提起することができる。(○)

法 42 条 時効 (★★)

(出題傾向)

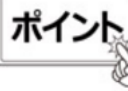
H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
★	—	—	★	—	—	—	★	—	☆

★：択一式 (H11. 13. 15. 16. 18) ☆：選択式 (—)



[条文]

(略)



法 42 条 時効

[問題]

保険給付	起算日	期間
療養（補償）給付の療養の給付	なし	【 ④ 】間
療養（補償）給付の療養の費用	療養に要する費用を支払った日の翌日	
休業（補償）給付	【 ① 】ごとにその翌日	
葬祭料（葬祭給付）	死亡した日の翌日	
介護（補償）給付	介護を受けた月の【 ② 】	
障害（補償）年金前払一時金	傷病が治った日の翌日	
遺族（補償）年金前払一時金	死亡した日の翌日	
二次健康診断等給付	労働者が一次健康診断の結果を【 ③ 】	【 ⑤ 】間
障害（補償）給付	傷病が治った日の翌日	
障害（補償）年金差額一時金	障害（補償）年金の受給権者が死亡した日の翌日	
遺族（補償）給付	死亡した日の翌日	
傷病（補償）年金	なし	

①労働不能の日 ②翌月初日 ③了知し得る日 ④2年 ⑤5年

[問題] 労災保険法第42条によれば、「療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、【 ① 】を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、【 ② 】を経過したときは、時効によって消滅する。」とされている。

①2年 ②5年

法51条・53条 罰則ほか (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



[条文]

(略)

ポイント 法51条・53条 罰則他

[問題]

該当者	事業主等に対する罰則 (事業主、労働保険事務組合、派遣先の事業主等)	事業主等以外の者に対する罰則
内容	(1)報告命令の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合 (2)立入検査の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 (3)は該当しない。	(3) 診療担当者に対する命令等の規定による命令に違反して報告をせず、虚偽の報告をし、若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示をせず、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合
罰金 罰則	【 ① 】月以下の懲役又は 【 ② 】万円以下の罰金に	【 ① 】月以下の懲役又は 【 ③ 】万円以下の罰金

①6 ②30 ③20

[問題] 労災保険に関する書類は、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(×) 3年間
